○総務省令第五十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月三日

総務大臣　林　芳正

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令

（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部改正）

第一条　無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（陸上移動中継局） 第五条の二　陸上移動中継局（基地局、高高度基地局及び陸上移動局の免許人に使用させるために開設するものに限る。）は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。 一　その局の免許を受けようとする者は、その局を基地局、高高度基地局及び陸上移動局の免許人に使用させるための業務の実施について適切な計画を有し、かつ、当該計画を実施するに足りる能力を有するものであること。 ［二　略］ 三　第一号の業務におけるその局の使用条件は、次の要件に適合するものであること。 (1)　その局を使用する者が行うことができる通信の中継は、その者が開設する基地局、高高度基地局又は陸上移動局相互間のものに限られること。 ［(2)～(5)　略］ ［四・五　略］ 第七条の三　特別業務の局であつて、既設の無線局の通信を抑止する業務の用に供するものについては、前条の規定にかかわらず、次の各号の条件を満たすものでなければならない。 ［一　略］ 二　その局は、次に掲げる既設の無線局（第三号において「携帯無線通信等の無線局」という。）の通信を抑止し、建物その他の施設における静穏を保持することその他一定の公共の利益のために行われることを目的として開設するものであること。 (1)　携帯無線通信（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信をいう。）を行う基地局若しくは高高度基地局（以下この(1)において「基地局等」という。）、陸上移動中継局（基地局等と同一の周波数を使用するものに限る。）又は陸上移動局（基地局等と同一の周波数を中継するものに限る。） (2)　広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動中継局（基地局と同一の周波数を使用するものに限る。(3)において同じ。）又は陸上移動局（基地局と同一の周波数を中継するものに限る。） ［(3)・(4)　略］ ［三　略］	（陸上移動中継局） 第五条の二　陸上移動中継局（基地局及び陸上移動局の免許人に使用させるために開設するものに限る。）は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。 一　その局の免許を受けようとする者は、その局を基地局及び陸上移動局の免許人に使用させるための業務の実施について適切な計画を有し、かつ、当該計画を実施するに足りる能力を有するものであること。 ［二　同上］ 三　［同上］ (1)　その局を使用する者が行うことができる通信の中継は、その者が開設する基地局又は陸上移動局相互間のものに限られること。 ［(2)～(5)　同上］ ［四・五　同上］ 第七条の三　［同上］ ［一　同上］ 二　［同上］ (1)　携帯無線通信（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信をいう。）を行う基地局、陸上移動中継局（基地局と同一の周波数を使用するものに限る。以下この号において同じ。）又は陸上移動局（基地局と同一の周波数を中継するものに限る。以下この号において同じ。） (2)　広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局 ［(3)・(4)　同上］ ［三　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（電波法施行規則の一部改正）

第二条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務の分類及び定義） 第三条　宇宙無線通信の業務以外の無線通信業務を次のとおり分類し、それぞれ当該各号に定めるとおり定義する。 ［一～七の三　略］ 八　陸上移動業務　基地局若しくは高高度基地局と陸上移動局（陸上移動受信設備（第八号の三の携帯受信設備を除く。）を含む。次条第一項第六号及び第六号の二において同じ。）との間又は陸上移動局相互間の無線通信業務（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）をいう。 ［八の二～二十　略］ ［2・3　略］ （無線局の種別及び定義） 第四条　無線局の種別を次のとおり定め、それぞれ当該各号に定めるとおり定義する。 ［一～六　略］ 六の二　高高度基地局　陸上移動局と通信（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）を行うため地表又は水面から五〇キロメートル以下の高さの空域に開設する移動しない無線局をいう。 ［七・七の二　略］ 七の三　陸上移動中継局　基地局又は高高度基地局と陸上移動局との間及び陸上移動局相互間の通信を中継するため陸上に開設する移動しない無線局をいう。 八　陸上局　海岸局、航空局、基地局、高高度基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局その他移動中の運用を目的としない移動業務を行う無線局をいう。 ［九～二十九　略］ ［2　略］ 3　設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局についての前条第一項第五号及び第一項第十二号の規定の適用については、前条第一項第五号中「第七号の三」第十二号」とあるのは「第七号の三」と、第一項第十二号中「陸上を」とあるのは「陸上（河川、湖沼、領海その他これらに準ずる水域を含む。）及びその上空を」とする。 4　設備規則第三条第十五号に規定するローカル５Ｇの無線局についての前条第一項第五号及び第一項の規定の適用については、前条第一項第五号中「湖沼」とあるのは「湖沼、領海の外側を除く海域」と、第一項第十二号中「陸上を」とあるのは「陸上及びその上空を」とする。 5　設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局についての第一項第十二号の規定の適用については、第一項第十二号中「陸上を」とあるのは、「陸上及びそ	（業務の分類及び定義） 第三条　［同上］ ［一～七の三　同上］ 八　陸上移動業務　基地局と陸上移動局（陸上移動受信設備（第八号の三の携帯受信設備を除く。）を含む。次条第一項第六号において同じ。）との間又は陸上移動局相互間の無線通信業務（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）をいう。 ［八の二～二十　同上］ ［2・3　同上］ （無線局の種別及び定義） 第四条　［同上］ ［一～六　同上］ ［新設］ ［七・七の二　同上］ 七の三　陸上移動中継局　基地局と陸上移動局との間及び陸上移動局相互間の通信を中継するため陸上に開設する移動しない無線局をいう。 八　陸上局　海岸局、航空局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局その他移動中の運用を目的としない移動業務を行う無線局をいう。 ［九～二十九　同上］ ［2　同上］ ［新設］ 3　設備規則第三条第十五号に規定するローカル５Ｇの無線局についての前条第一項及び第一項の規定の適用については、前条第一項第五号中「河川、湖沼その他これらに準ずる水域」とあるのは「河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域」とする。 ［新設］

の上空を」とする。

（請求の単位）

第十一条の二の五　混信又はふくそうに関する調査に係る前条第一項の請求は、次に掲げる無線局の種別に従い、開設又は変更しようとする無線局の送信設備の設置場所及び周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数ごとに行わなければならない。

［一～六　略］

六の二　高高度基地局

［七～二十五　略］

［２・３　略］

（定期検査を行わない無線局）

第四十一条の二の六　法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

［一～四　略］

四の二　高高度基地局（空中線電力が一ワット以下のものに限る。）

［五～二十六　略］

（監視制御機能及び保守運用体制に係る対策に関する確認等）

第四十三条の六　運用規則第百三十七条の二第一項に規定する基地局又は高高度基地局の免許人は、同項各号に規定する監視制御機能及び保守運用体制に係る対策を講じていることについて、当該免許人に属する基地局又は高高度基地局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局長（以下この条において「所轄総合通信局長」という。）に確認を求めることができる。

［２～８　略］

附則

［１～６　略］

［削る］

別表第二号　変更検査を要しない場合（第十条の四関係）

一　無線設備の設置場所の変更で次に掲げるものの場合

［(1)～(5)　略］

(6)　高高度基地局に係るもの（総務大臣又は総合通信局長が法第十七条第一項の許可に際し当該変更について検査を要しない旨を申請者に対して通知したものに限る。）

(7)　高度一八キロメートル以上に開設する固定局に係るもの（総務大臣又は総合通信局長が法第十七条第一項の許可に際し、当該変更について検査を要しない旨を申請者に対して通知したものに限る。）

（請求の単位）

第十一条の二の五　［同上］

［一～六　同上］

［新設］

［七～二十五　同上］

［２・３　同上］

（定期検査を行わない無線局）

第四十一条の二の六　［同上］

［一～四　同上］

［新設］

［五～二十六　同上］

（監視制御機能及び保守運用体制に係る対策に関する確認等）

第四十三条の六　運用規則第百三十七条の二第一項に規定する基地局の免許人は、同項各号に規定する監視制御機能及び保守運用体制に係る対策を講じていることについて、当該免許人に属する基地局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局長（以下この条において「所轄総合通信局長」という。）に確認を求めることができる。

［２～８　同上］

附則

［１～６　同上］

7　設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局及び同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局についての第三条第一項及び第四条第一項の規定の適用については、当分の間、第三条第一項第五号中「水域」とあるのは「区域」と、第四条第一項第十二号中「（船上通信局を除く。）」とあるのは「（船上通信局を除き、陸上移動業務に係る実用化試験局を含む。）」とする。

別表第二号　［同上］

一　［同上］

［(1)～(5)　同上］

［新設］

［新設］

(8)　［略］

ニ　無線設備の変更の工事のうち第十条第二項の規定により軽微なものとされるもの以外のものであつて、次に掲げるものの場合

［(1)～(8)　略］

(9)　送信空中線又は送信給電線の変更の工事であつて、次に掲げるもののうち、総務大臣又は総合通信局長が法第十七条第一項の許可に際し、当該変更の工事について検査を要しない旨を申請者に対して通知したもの

ア　固定局、基地局、高高度基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上移動局、携帯局、携帯移動地球局（設備規則第四十九条の二十四の二又は第四十九条の二十四の三において無線設備の条件が定められているものに限る。）及びＶＳＡＴ地球局の工事

［イ・ウ　略］

［(10)～(18)　略］

別表第二号の二の二（第11条の２の３関係）

無線局の種別	情報提供項目
［１～４　略］	
５　地上一般放送局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、基地局、高高度基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、実験試験局及び海岸局（９の項から11の項までに掲げる無線局を除く。）	［略］
［６～11　略］	

［注１・２　略］

別表第二号の二の四（第11条の２の４第２項関係）

無線局情報提供請求書

年　月　日

収入印紙貼付欄
（収入印紙を必要額を超えて貼っている場合は、請求書の余白に「過納承諾氏名」のように記入してください。）

（何）総合通信局長（沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。）殿

(6)　［同上］

ニ　［同上］

［(1)～(8)　同上］

(9)　［同上］

ア　固定局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上移動局、携帯局、携帯移動地球局（設備規則第四十九条の二十四の二又は第四十九条の二十四の三において無線設備の条件が定められているものに限る。）及びＶＳＡＴ地球局の工事

［イ・ウ　同上］

［(10)～(18)　同上］

別表第二号の二の二（第11条の２の３関係）

無線局の種別	情報提供項目
［１～４　同左］	
５　地上一般放送局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、実験試験局及び海岸局（９の項から11の項までに掲げる無線局を除く。）	［同左］
［６～11　同左］	

［注１・２　同左］

別表第二号の二の四（第11条の２の４第２項関係）

無線局情報提供請求書

年　月　日

収入印紙貼付欄
（収入印紙を必要額を超えて貼っている場合は、請求書の余白に「過納承諾氏名」のように記入してください。）

（何）総合通信局長（沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。）殿

請求者（注１）
住　　所
氏名又は名称
法 人 番 号
代表者氏名

電波法第25条第２項の規定に基づき、下記のとおり混信又はふくそうに関する調査に係る無線局情報の提供を請求します。

記

［１～５　略］

［略］

［注１・２　略］

３　２の開設又は変更をしようとする無線局の概要については、次によること。

［(1)　略］

(2)　(3)の種別は、第11条の２の５第１項各号又は第２項各号に掲げる無線局の種別を、次の表に掲げる記号により記載すること。

無線局の種別	記号	無線局の種別	記号	無線局の種別	記号
［略］					
基地局	FB	高高度基地局	FH	携帯基地地球局	TYP
特別業務の局	SP	携帯基地局	FP	地球局	TC

［(3)～(7)　略］

［４～６　略］

別表第五号　定期検査の実施時期（第四十一条の四関係）

［一～五　略］

五の二　高高度基地局　五年

［六～八　略］

九　陸上局（海岸局、航空局、基地局、高高度基地局、携帯基地局、無線呼出局及び陸上移動中継局を除く。）　五年

［十～十三　略］

別表第五号の二　免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の検査実施報告書の様式（第41条の５関係）

［様式略］

［注１～６　略］

７　設備規則第３条第１号に規定する携帯無線通信（同条第４号の５及び第４号の７に規定するものに限る。）を行う基地局及び高高度基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無

請求者（注１）
住　　所
氏名又は名称
法 人 番 号
代表者氏名

電波法第25条第２項の規定に基づき、下記のとおり混信又はふくそうに関する調査に係る無線局情報の提供を請求します。

記

［１～５　同左］

［同左］

［注１・２　同左］

３　［同左］

［(1)　同左］

(2)　［同左］

無線局の種別	記号	無線局の種別	記号	無線局の種別	記号
［同左］					
基地局	FB	携帯基地地球局	TYP	特別業務の局	SP
携帯基地局	FP	地球局	TC		

［(3)～(7)　同左］

［４～６　同左］

別表第五号　定期検査の実施時期（第四十一条の四関係）

［一～五　同上］

［新設］

［六～八　同上］

九　陸上局（海岸局、航空局、基地局、携帯基地局、無線呼出局及び陸上移動中継局を除く。）　五年

［十～十三　同上］

別表第五号の二　［同左］

［様式同左］

［注１～６　略］

７　設備規則第３条第１号に規定する携帯無線通信（同条第４号の５及び第４号の７に規定するものに限る。）を行う基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステ

線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の２に規定するものに限る。）の基地局並びに同条第15号に規定するローカル５Ｇの基地局にあつては、第43条の６第１項（同条第８項において準用する場合を含む。）の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第１章第６節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第９条の５に規定する外部参照信号同期機能を利用しているという情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。	ム（同条第12号及び第12号の２に規定するものに限る。）の基地局及び同条第15号に規定するローカル５Ｇの基地局にあつては、第43条の６第１項（同条第８項において準用する場合を含む。）の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第１章第６節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第９条の５に規定する外部参照信号同期機能を利用しているという情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。
別表第五号の三　免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の点検実施報告書の様式（第41条の６関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）	別表第五号の三　［同左］
［様式略］	［様式同左］
［注１～３　略］	［注１～３　同左］
４　備考の欄には、法第10条第２項の点検である場合には「予備免許通知書の番号」、法第18条第２項の点検である場合には「変更許可通知書の番号」を記載すること。設備規則第３条第１号に規定する携帯無線通信（同条第４号の５及び第４号の７に規定するものに限る。）を行う基地局及び高高度基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の２に規定するものに限る。）の基地局並びに同条第15号に規定するローカル５Ｇの基地局にあつては、第43条の６第１項（同条第８項において準用する場合を含む。）の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第１章第６節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第９条の５に規定する外部参照信号同期機能を利用しているという情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。	４　備考の欄には、法第10条第２項の点検である場合には「予備免許通知書の番号」、法第18条第２項の点検である場合には「変更許可通知書の番号」を記載すること。設備規則第３条第１号に規定する携帯無線通信（同条第４号の５及び第４号の７に規定するものに限る。）を行う基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の２に規定するものに限る。）の基地局及び同条第15号に規定するローカル５Ｇの基地局にあつては、第43条の６第１項（同条第８項において準用する場合を含む。）の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第１章第６節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第９条の５に規定する外部参照信号同期機能を利用しているという情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。
［５～８　略］	［５～８　同左］
別表第五号の九　監視制御機能・保守運用体制確認申請書の様式（第43条の６第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）	別表第五号の九　［同左］

監視制御機能・保守運用体制確認申請書 長　　年　月　日 （何）総合通信局長　殿（注１） 申請者（注２）　郵便番号 住　所 氏名又は名称 法人番号 代表者氏名 申請の内容に関する連絡先 所属、氏名（フリガナ） 電話番号 電子メールアドレス 電波法施行規則第43条の６の規定に基づき、下記のとおり無線局運用規則第137条の２第１項 第137条の２第２項において準用する同条第１項（注３）に規定する監視制御機能及び保守運用体制に係る対策を講じていることについて確認を求めます。 記 １　対象の無線局（注４） ２　［略］ 短　辺　（日本産業規格Ａ列４番） ［注１～３　略］ ４　運用規則第137条の２第１項又は第２項に規定する基地局又は高高度基地局のうち対象となる無線局を「令和○年度に定期検査の指定を受けた無線設備規則第３条第４号の５に規定する通信を行う基地局」のように記載すること。 ［５～８　略］	監視制御機能・保守運用体制確認申請書 長　　年　月　日 （何）総合通信局長　殿（注１） 申請者（注２）　郵便番号 住　所 氏名又は名称 法人番号 代表者氏名 申請の内容に関する連絡先 所属、氏名（フリガナ） 電話番号 電子メールアドレス 電波法施行規則第43条の６の規定に基づき、下記のとおり無線局運用規則第137条の２第１項 第137条の２第２項において準用する同条第１項（注３）に規定する監視制御機能及び保守運用体制に係る対策を講じていることについて確認を求めます。 記 １　対象の基地局（注４） ２　［同左］ 短　辺　（日本産業規格Ａ列４番） ［注１～３　同左］ ４　運用規則第137条の２第１項又は第２項に規定する基地局のうち対象となる基地局を「令和○年度に定期検査の指定を受けた無線設備規則第３条第４号の５に規定する通信を行う基地局」のように記載すること。 ［５～８　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（無線局免許手続規則の一部改正）

第三条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（免許の単位）

第二条　無線局の免許の申請は、次に掲げる無線局の種別に従い、送信設備の設置場所（移動する無線局のうち、人工衛星局については人工衛星、船舶局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）、航空機局、無線航行移動局、人工衛星局、船舶地球局及び航空機地球局以外のものについては送信装置とする。）ごとに行わなければならない。

［一～三　略］

四

［(1)・(2)　略］

(3)　高高度基地局

(4)～(8)　［略］

［五～十　略］

［2～5　略］

6　同一人に属する二以上の無線局相互間において、左の各号の一に該当する装置を共通に使用しようとする場合は、共通に使用しようとするすべての装置をそれぞれの無線局の無線設備の工事設計に含めて申請することができる。

一　固定局、地上基幹放送局、航空局、基地局、高高度基地局、陸上移動中継局、陸上移動局、携帯局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、人工衛星局、構内無線局及び特別業務の局のうち二以上の無線局相互間において使用される同一規格の予備の無線設備（空中線系については、同一型式とする。）の装置

［二～五　略］

［7～9　略］

（添付書類）

第四条　［略］

2　無線局事項書及び工事設計書の様式は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）にあつては、第二十条の十三に定める様式によることができる。

区分		無線局事項書及び工事設計書の様式
	無線局事項書の様式	工事設計書の様式
［一　略］		
二　地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、高	［略］	［略］

改正前

（免許の単位）

第二条　［同上］

［一～三　同上］

四

［(1)・(2)　同上］

［新設］

(3)～(7)　［同上］

［五～十　同上］

［2～5　同上］

6　［同上］

一　固定局、地上基幹放送局、航空局、基地局、陸上移動中継局、陸上移動局、携帯局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、人工衛星局、構内無線局及び特別業務の局のうち二以上の無線局相互間において使用される同一規格の予備の無線設備（空中線系については、同一型式とする。）の装置

［二～五　同上］

［7～9　同上］

（添付書類）

第四条　［同上］

2　［同上］

区分		無線局事項書及び工事設計書の様式
	無線局事項書の様式	工事設計書の様式
［一　同上］		
二　地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携	［同上］	［同上］

高度基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局

［三～十三　略］

（添付書類の写しの提出部数等）

第八条　次の表の上欄に掲げる無線局の免許の申請をしようとする者は、免許の申請書及び添付書類に、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる通数の書類を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。ただし、総務大臣又は総合通信局長が写しの提出部数を減じ、又はその提出を要しないこととしたときは、この限りでない。

区分	書類
［一　略］	
二　非常局、基地局、高高度基地局、携帯基地局、船舶局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）、遭難自動通報局、航空機局、船上通信局、無線航行移動局及び無線標定移動局	［略］

［2　略］

（添付書類等）

第十六条の二　前条の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

［一～四　略］

五　将来の業務計画等（電気通信業務用無線局（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第六号の電気通信業務並びに同法第百六十四条第一項第一号及び第二号の電気通信事業を行うことを目的として開設する無線局（エリア放送（放送法施行規則第百四十二条第二号に規定するエリア放送をいう。以下同じ。）を行う地上一般放送局を除く。）をいう。以下同じ。）及び陸上移動中継局（専用陸上移動中継局（基地局、高高度基地局及び陸上移動局の免許人が専ら自ら使用するために開設する陸上移動中継局をいう。以下同じ。）を除く。）に限る。）

［六～十一　略］

［2～7　略］

（添付書類の提出の省略）

第十六条の三　地上一般放送局、簡易無線局、構内無線局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、固定局、基地局、高高度基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、船舶局、遭難自動通報局、陸上移動局、航空機局、携帯局、船上通信局、移動局、無線標識局、無線航行移動局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、特定実験試験局、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球

帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局

［三～十三　同上］

（添付書類の写しの提出部数等）

第八条　［同上］

区分	書類
［一　同上］	
二　非常局、基地局、携帯基地局、船舶局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）、遭難自動通報局、航空機局、船上通信局、無線航行移動局及び無線標定移動局	［同上］

［2　同上］

（添付書類等）

第十六条の二　［同上］

［一～四　同上］

五　将来の業務計画等（電気通信業務用無線局（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第六号の電気通信業務並びに同法第百六十四条第一項第一号及び第二号の電気通信事業を行うことを目的として開設する無線局（エリア放送（放送法施行規則第百四十二条第二号に規定するエリア放送をいう。以下同じ。）を行う地上一般放送局を除く。）をいう。以下同じ。）及び陸上移動中継局（専用陸上移動中継局（基地局及び陸上移動局の免許人が専ら自ら使用するために開設する陸上移動中継局をいう。以下同じ。）を除く。）に限る。）

［六～十一　同上］

［2～7　同上］

（添付書類の提出の省略）

第十六条の三　地上一般放送局、簡易無線局、構内無線局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、固定局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、船舶局、遭難自動通報局、陸上移動局、航空機局、携帯局、船上通信局、移動局、無線標識局、無線航行移動局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、特定実験試験局、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の再免許を申

局の再免許を申請しようとする場合であつて、その申請書の添付書類に記載することとなる内容（前条第一項第十一号に規定する事項を除く。）が、現に受けている免許に係る申請書の添付書類の内容（免許の有効期間中に変更があつた場合は、当該変更後のもの）と同一である場合は、前条の規定にかかわらず、第十六条に規定する申請書にその旨を記載して当該申請書に添付する書類の提出を省略することができる。

［２　略］

（免許記録の周波数等の表示等）

第二十一条　［略］

［２～４　略］

５　同一人に属する二以上の簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局、携帯移動地球局、ＶＳＡＴ地球局又は実験試験局については、無線設備の常置場所（ＶＳＡＴ地球局にあつてはＶＳＡＴ制御地球局の無線設備の設置場所とする。）を同じくする場合及び同一人に属する二以上のＰＨＳの基地局、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う基地局、高高度基地局若しくは陸上移動中継局、同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの基地局若しくは陸上移動中継局又は設備規則第四十九条の二十三の八に規定する地球局についてはその無線設備の設置場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にある場合は、一の免許記録を作成することがある。

別表第二号第２　地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、高高度基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第４条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［略］

［様式略］

［注１～17　略］

18　17の欄は、次によること。なお、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(1)　移動しない無線局の場合（高高度基地局、PHS の基地局、携帯無線通信を行う基地局、ローカル５Ｇ（設備規則第３条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、フェムトセル基地局、特定陸上移動中継局、特定地球局及び 38GHz を超え 39.5GHz 以下の周波数の電波を使用する高度

請しようとする場合であつて、その申請書の添付書類に記載することとなる内容（前条第一項第十一号に規定する事項を除く。）が、現に受けている免許に係る申請書の添付書類の内容（免許の有効期間中に変更があつた場合は、当該変更後のもの）と同一である場合は、前条の規定にかかわらず、第十六条に規定する申請書にその旨を記載して当該申請書に添付する書類の提出を省略することができる。

［２　同上］

（免許記録の周波数等の表示等）

第二十一条　［同上］

［２～４　同上］

５　同一人に属する二以上の簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局、携帯移動地球局、ＶＳＡＴ地球局又は実験試験局については、無線設備の常置場所（ＶＳＡＴ地球局にあつてはＶＳＡＴ制御地球局の無線設備の設置場所とする。）を同じくする場合及び同一人に属する二以上のＰＨＳの基地局、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う基地局若しくは陸上移動中継局、同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの基地局若しくは陸上移動中継局又は設備規則第四十九条の二十三の八に規定する地球局についてはその無線設備の設置場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にある場合は、一の免許記録を作成することがある。

別表第二号第２　地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第４条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［同左］

［様式同左］

［注１～17　同左］

18　［同左］

(1)　移動しない無線局の場合（PHS の基地局、携帯無線通信を行う基地局、ローカル５Ｇ（設備規則第３条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、フェムトセル基地局、特定陸上移動中継局及び特定地球局の場合を除く。）

18キロメートルから50キロメートルまでに開設する固定局の場合を除く。） ［ア～ウ　略］ ［(2)・(3)　略］ (4)　高高度基地局及び38GHzを超え39.5GHz以下の周波数の電波を使用する高度18キロメートルから50キロメートルまでに開設する固定局の場合 ア　設置場所の□にレ印を付けること。 イ　無線設備の設置場所の緯度及び経度を、それぞれ度、分、秒をもつて、「35.25.47」のように記載すること。 (5)　［略］ (6)　［略］ (7)　［略］ ［19～25　略］	［ア～ウ　同左］ ［(2)・(3)　同左］ ［新設］ (4)　［同左］ (5)　［同左］ (6)　［同左］ ［19～25　同左］
別表第二号の二第２　地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、高高度基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局の工事設計書の様式（第４条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） ［様式略］ ［注１～７　略］ ８　７の欄は、次によること。ただし、気象援助局、基地局、高高度基地局、携帯基地局及び陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。 ［(1)～(4)　略］ ［９～11　略］ 12　12の欄は、次によること。 ［(1)　略］ (2)　海抜高及び地上高の欄は、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局のものについては地上高のみを、26.175MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものについては海抜高及び地上高を記載し、海抜高及び地上高は、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は最高部の高さを記載すること。ただし、移動する無線局、高高度基地局、PHSの基地局、フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。 ［(3)～(6)　略］ ［13～15　略］	別表第二号の二第２　地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局の工事設計書の様式（第４条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） ［様式同左］ ［注１～７　同左］ ８　７の欄は、次によること。ただし、気象援助局、基地局、携帯基地局及び陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。 ［(1)～(4)　同左］ ［９～11　同左］ 12　［同左］ ［(1)　同左］ (2)　海抜高及び地上高の欄は、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局のものについては地上高のみを、26.175MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものについては海抜高及び地上高を記載し、海抜高及び地上高は、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は最高部の高さを記載すること。ただし、移動する無線局、PHSの基地局、フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。 ［(3)～(6)　同左］ ［13～15　同左］

16　16の欄は、空中線系番号の別に、次により記載すること。	16　［同左］
［(1)～(5)　略］	［(1)～(5)　同左］
(6)　高高度基地局については、最も低い運用高度及び最も高い運用高度における空中線高を「空中線高は海抜18kmから25kmまで」のように記載すること。空中線高は、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は最高部の高さを記載すること。また、設置場所を中心とした一定の範囲に留まる場合は、設置場所から取り得る最大の離隔距離を他の無線局との干渉調整を実施するための範囲（この（６）及び別表第二号の二第３注21（４）において「干渉調整範囲」という。）の半径とし、備考欄に「干渉調整範囲は半径10km」のように記載すること。	［新設］
［17～27　略］	［17～27　同左］
別表第二号の二第３　固定局の工事設計書の様式（第４条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）	別表第二号の二第３　［同左］
［様式略］	［様式同左］
［注１～11　略］	［注１～11　同左］
12　12の欄は、次により記載すること。	12　同左
［(1)・(2)　略］	［(1)・(2)　同左］
(3)　海抜高及び地上高の欄は、26.175MHz 以下の周波数の電波を使用する無線局のものについては地上高のみを、26.175MHz を超える周波数の電波を使用する無線局のものについては海抜高及び地上高を記載し、海抜高及び地上高は、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は最高部の高さを記載すること。ただし、38GHz を超え 39.5GHz 以下の周波数の電波を使用する高度18キロメートルから50キロメートルまでに開設する固定局の場合は、記載を要しない。	(3)　海抜高及び地上高の欄は、26.175MHz 以下の周波数の電波を使用する無線局のものについては地上高のみを、26.175MHz を超える周波数の電波を使用する無線局のものについては海抜高及び地上高を記載し、海抜高及び地上高は、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は最高部の高さを記載すること。
［(4)～(7)　略］	［(4)～(7)　同左］
［13～20　略］	［13～20　同左］
21　22の欄は、11の欄の空中線系番号の別に、次により記載すること。	21　［同左］
［(1)～(3)　略］	［(1)～(3)　同左］
(4)　38GHz を超え 39.5GHz 以下の周波数の電波を使用する高度18キロメートルから50キロメートルまでに開設される固定局については、最も低い運用高度及び最も高い運用高度における空中線高を「空中線高は海抜18kmから50kmまで」のように記載すること。空中線高は、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は最高部の高さを記載すること。また、設置場所を中心とした一定の範囲に留まる場合は、設置場所から取り得る最大の離隔距離を	［新設］

干渉調整範囲の半径とし、備考欄に「干渉調整範囲は半径10㎞」のように記載すること。	
(5)　38GHz を超え 39.5GHz 以下の周波数の電波を使用する高度18キロメートルから50キロメートルまでに開設される固定局と通信を行う固定局については、送信空中線の最大輻射の方向の仰角の値を記載すること。	［新設］
(6)　38GHz を超え 39.5GHz 以下の周波数の電波を使用する高度18キロメートルから50キロメートルまでに開設される固定局と通信を行う固定局のうち、通信の相手方を自動的に追尾する機能を有するものについては、指向確度の値及び方位角と仰角の別に稼働できる範囲をそれぞれ記載すること。	［新設］
［22～34　略］	［22～34　同左］
別表第二号の三第１　簡易無線局、構内無線局、陸上移動局、携帯局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。以下この別表において同じ。）及び船上通信局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第４条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）	別表第二号の三第１　［同左］
［様式略］	［様式同左］
［注１～22　略］	［注１～22　同左］
23　22の欄は、次によること。	23　［同左］
［(1)～(6)　略］	［(1)～(6)　同左］
(7)　携帯無線通信を行う無線局及び広帯域移動無線アクセスシステムの無線局（施行規則第15条の２第１項第２号又は第７号の３に掲げるもののうち、上空を移動範囲に含むものに限る。）又はローカル５Ｇの無線局（施行規則第15条の２第１項第２号又は第７号の４に掲げる無線局に係るもののうち、上空を移動範囲に含むものに限る。）にあつては、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。	(7)　携帯無線通信を行う無線局及び広帯域移動無線アクセスシステムの無線局（施行規則第15条の２第１項第２号又は第７号の３に掲げるもののうち、河川、湖沼その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。）又はローカル５Ｇの無線局（施行規則第15条の２第１項第２号又は第７号の４に掲げる無線局に係るもののうち、河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。）にあつては、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。
(8)　ローカル５Ｇの無線局（施行規則第15条の２第１項第２号又は第７号の４に掲げる無線局に係るもののうち、上空を移動範囲に含むものに限る。）にあつては、送信装置のフレーム構成を記載すること。	(8)　ローカル５Ｇの無線局（施行規則第15条の２第１項第２号又は第７号の４に掲げる無線局に係るもののうち、河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。）にあつては、送信装置のフレーム構成を記載すること。
（記載例） 「平成31年総務省告示第23号に規定する同期方式」又は「平成31年総務省告示第23号に規定する準同期方式」	（記載例） 「平成31年総務省告示第23号に規定する同期方式」又は「平成31年総務省告示第23号に規定する準同期方式」
［(9)・(10)　略］	［(9)・(10)　同左］

［24～37　略］	［24～37　同左］
別表第二号の四　特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の６、第20条の９及び第25条の２関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）	別表第二号の四　［同左］
［様式略］	［様式同左］
［注１～16　略］	［注１～16　同左］
17　16の欄は、次によること。	17　［同左］
［(1)～(3)　略］	［(1)～(3)　同左］
(4)　携帯無線通信を行う無線局及び広帯域移動無線アクセスシステムの無線局であつて、特定無線局（施行規則第15条の２第１項第２号又は第７号の３に掲げる無線局に係るもののうち、上空を移動範囲に含むものに限る。）に係る申請の場合は、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。 　また、ローカル５Ｇの無線局であつて、特定無線局（施行規則第15条の２第１項第２号又は第７号の４に掲げる無線局に係るもののうち、上空を移動範囲に含むものに限る。）に係る申請の場合は、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。	(4)　携帯無線通信を行う無線局及び広帯域移動無線アクセスシステムの無線局であつて、特定無線局（施行規則第15条の２第１項第２号又は第７号の３に掲げる無線局に係るもののうち、河川、湖沼その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。）に係る申請の場合は、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。 　また、ローカル５Ｇの無線局であつて、特定無線局（施行規則第15条の２第１項第２号又は第７号の４に掲げる無線局に係るもののうち、河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。）に係る申請の場合は、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。
［(5)～(11)　略］	［(5)～(11)　同左］
［18～29　略］	［18～29　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（無線局運用規則の一部改正）

第四条　無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章～第三章　略］ 第四章　固定業務、陸上移動業務及び携帯移動業務の無線局、簡易無線局並びに非常局の運用 ［第一節・第二節　略］ 第三節　携帯無線通信を行う基地局及び高高度基地局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局並びにローカル５Ｇの基地局の監視制御等（第百三十七条の二） 第四節　混信の防止（第百三十七条の三） ［第五章～第十章　略］ 附則 （監視制御機能及び保守運用体制） 第百三十七条の二　設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信（同条第四号の五及び第四号の七に規定するものに限る。）を行う基地局若しくは高高度基地局又は同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第十二号及び第十二号の二に規定するもののうち、無線局根本基準第三条第二号の二に規定する自営等広帯域移動無線アクセスシステム（次項において「自営等広帯域移動無線アクセスシステム」という。）以外のものに限る。）の基地局であつて、その空中線電力が一ワットを超えるものは、その無線設備の機能を維持するため、次の各号に掲げる監視制御機能及び保守運用体制について、それぞれに定める対策の下、運用するよう努めるものとする。 ［一・二　略］ ［２　略］ 第四節　混信の防止 第百三十七条の三　高度一八キロメートルから五〇キロメートルまでに開設する固定局の地表面における最大電力束密度（搬送波のスペクトルのうち、最大の電力密度の一㏈の帯域幅における一平方メートル当たりの電力束密度とし、一ワットを〇デシベルとする。）の値について、次の表の上欄に掲げる水平方向を基準とした電波の到来角の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えないよう運用しなければならない。 電波の到来角（θ）　電力束密度 八度未満　次に掲げる式による値以下 $-130+3.85\times\theta$デシベル 八度以上四八度未満　次に掲げる式による値以下 $-103.2+0.5\times\theta$デシベル 四八度以上九〇度以下　（一）七九・二デシベル	目次 ［第一章～第三章　同上］ 第四章　［同上］ ［第一節・第二節　同上］ 第三節　携帯無線通信を行う基地局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及びローカル５Ｇの基地局の監視制御等（第百三十七条の二） ［第五章～第十章　同上］ 附則 （監視制御機能及び保守運用体制） 第百三十七条の二　設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信（同条第四号の五及び第四号の七に規定するものに限る。）を行う基地局又は同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第十二号及び第十二号の二に規定するもののうち、無線局根本基準第三条第二号の二に規定する自営等広帯域移動無線アクセスシステム（次項において「自営等広帯域移動無線アクセスシステム」という。）以外のものに限る。）の基地局であつて、その空中線電力が一ワットを超えるものは、その無線設備の機能を維持するため、次の各号に掲げる監視制御機能及び保守運用体制について、それぞれに定める対策の下、運用するよう努めるものとする。 ［一・二　同上］ ［２　同上］ ［新設］

2　高高度基地局は、本邦以外の地表面における最大電力束密度（当該高高度基地局からの電波であつて、移動業務を行う無線局が受信する一、七一〇メガヘルツから一、八五〇メガヘルツまで、二、〇一〇メガヘルツから二、〇二五メガヘルツまで及び二、一一〇メガヘルツから二、一七〇メガヘルツまでの周波数の電波のスペクトルのうち、最大の電力密度の一メガヘルツの帯域幅における一平方メートル当たりの電力束密度とし、一ワットを〇デシベルとする。次項において同じ。）の値が、表の上欄に掲げる水平方向を基準とした電波の到来角の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えないよう運用しなければならない。

電波の到来角（θ）	電力束密度
一一度未満	（こ）一四四・五五デシベル
一一度以上八〇度未満	次に掲げる式による値以下 −144.55＋0.45×（θ−11）デシベル
八〇度以上九〇度以下	（こ）一一三・五五デシベル

3　前項の規定にかかわらず、高高度基地局は、総務大臣が別に告示する国又は地域の地表面における最大電力束密度の値が、総務大臣が別に告示する値を超えないよう運用しなければならない。

4　高高度基地局は、本邦以外の地表面における最大電力束密度（当該高高度基地局からの電波であつて、固定業務を行う無線局が受信する一、七一〇メガヘルツから一、九八〇メガヘルツまで、二、〇一〇メガヘルツから二、〇二五メガヘルツまで及び二、一一〇メガヘルツから二、一七〇メガヘルツまでの周波数の電波のスペクトルのうち、最大の電力密度の一メガヘルツの帯域幅における一平方メートル当たりの電力束密度とし、一ワットを〇デシベルとする。次項において同じ。）の値が、表の上欄に掲げる水平方向を基準とした電波の到来角の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えないよう運用しなければならない。

電波の到来角（θ）	電力束密度
二度以下	（こ）一五〇デシベル
二度を超え二〇度以下	次に掲げる式による値以下 −150＋1.78×（θ−2）デシベル
二〇度を超え四八度以下	次に掲げる式による値以下 −118＋0.215×（θ−20）デシベル
四八度を超え九〇度以下	（こ）一一二デシベル

5　前項の規定にかかわらず、高高度基地局は、総務大臣が別に告示する国又は地域の地表面における最大電力束密度の値が、総務大臣が別に告示する値を超えないよう運用しなければならない。

6　高高度基地局は、本邦以外の地表面における最大電力束密度（当該高高度基地局からの電波であつて、二、一七〇メガヘルツから二、二〇〇メガヘルツまでの周波数の電波のスペクトルのうち、最大の

電力密度の四GHzの帯域幅における一平方メートル当たりの電力束密度とし、一ワットを〇デシベルとする。）の値が、水平方向を基準とした電波の到来角が九〇度以下の場合においては、一マイナス五デシベルを超えないよう運用しなければならない。 7　高度一八キロメートルから五〇キロメートルまでに開設する固定局と通信を行う固定局は、その送信空中線の最大輻射の方向の仰角の値が一〇度以上となるよう運用しなければならない。	
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線（下線を含む。）は注記である。	

（無線設備規則の一部改正）

第五条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章～第三章　略］ 第四章　業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件 ［第一節～第八節　略］ 第九節　五四MHz以上の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備（第五十八条の二の三―第五十八条の二の十三） ［第五章　略］ 附則 （定義） 第三条　この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。 一　「携帯無線通信」とは、電気通信業務を行うことを目的として、携帯して使用するために開設され、又は自動車その他の陸上（河川、湖沼、領海その他これらに準ずる水域を含む。）若しくはその上空を移動するものに開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局又は高高度基地局と当該陸上移動局との間で直接に、又は陸上移動中継局若しくは他の陸上移動局の中継により行われる無線通信（第七号に規定するデジタル空港無線通信並びに第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム及び第十五号に規定するローカル５Ｇの無線局による無線通信を除く。）をいう。 ［二～十四　略］ 十五　「ローカル５Ｇ」とは、四・六GHzを超え四・九GHz以下又は二八・二GHzを超え二九・一GHz以下の周波数の電波を使用する陸上（河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる水域を含む。）又はその上空を移動するものに開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と当該陸上移動局との間で行われる無線通信（陸上移動中継局又は陸上移動局の中継によるものを含む。以下この号において同じ。）であつて、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式を用いる無線通信を行うシステムをいう。 ［十六　略］ （空中線電力の許容偏差） 第十四条　空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	目次 ［第一章～第三章　同上］ 第四章　［同上］ ［第一節～第八節　同上］ 第九節　五四MHz以上の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備（第五十八条の二の三―第五十八条の二の十三） ［第五章　同上］ 附則 （定義） 第三条　［同上］ 一　「携帯無線通信」とは、電気通信業務を行うことを目的として、携帯して使用するために開設され、又は自動車その他の陸上を移動するものに開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と当該陸上移動局との間で直接に、又は陸上移動中継局若しくは他の陸上移動局の中継により行われる無線通信（第七号に規定するデジタル空港無線通信並びに第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム及び第十五号に規定するローカル５Ｇの無線局による無線通信を除く。）をいう。 ［二～十四　同上］ 十五　「ローカル５Ｇ」とは、四・六GHzを超え四・九GHz以下又は二八・二GHzを超え二九・一GHz以下の周波数の電波を使用する陸上を移動するものに開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と当該陸上移動局との間で行われる無線通信（陸上移動中継局又は陸上移動局の中継によるものを含む。以下この号において同じ。）であつて、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式を用いる無線通信を行うシステムをいう。 ［十六　同上］ （空中線電力の許容偏差） 第十四条　［同上］

送信設備	許容偏差	
	上限	下限

	（パーセント）	（パーセント）
［略］		
六　次に掲げる送信設備 ㈠～㈢　略 ㈣　第四十九条の四の二の三においてその無線設備の条件が定められている無線局の送信設備 ㈤　第五十八条の二の十三においてその無線設備の条件が定められている無線局の送信設備	［略］	［略］
［略］		
十　第四十九条の六に定める携帯無線通信の中継を行う無線局（基地局又は高高度基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信を中継する陸上移動局又は陸上移動中継局をいう。以下同じ。）の送信設備	［略］	［略］
陸上移動局又は陸上移動中継局の送信設備（七一五MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合を除く。）であつて、基地局又は高高度基地局と通信を行うもの	［略］	［略］
［略］		
十四　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備	［略］	［略］
第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められている基地局及び高高度基地局の送信設備	［略］	［略］
［略］		
十六　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式	［略］	［略］
第四十九条の六の十三において無線設備の条件が定められている基	［略］	［略］

	（パーセント）	（パーセント）
［同上］		
六　次に掲げる送信設備 ㈠～㈢　同上 ㈣　第四十九条の四の二の三においてその無線設備の条件が定められている無線局の送信設備	［同上］	［同上］
［同上］		
十　第四十九条の六に定める携帯無線通信の中継を行う無線局（基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信を中継する陸上移動局又は陸上移動中継局をいう。以下同じ。）の送信設備	［同上］	［同上］
陸上移動局又は陸上移動中継局の送信設備（七一五MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合を除く。）であつて、基地局と通信を行うもの	［同上］	［同上］
［同上］		
十四　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備	［同上］	［同上］
第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備	［同上］	［同上］
［同上］		
十六　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式	［同上］	［同上］
第四十九条の六の十三において無線設備の条件が定められている基	［同上］	［同上］

無線通信を行う無線局の送信設備及びローカル５Ｇの無線局の送信設備	地局及び高高度基地局の送信設備	［略］	
［略］			

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条　法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

［２～６　略］

７　一、九二〇㎒を超え一、九八〇㎒以下又は二、一一〇㎒を超え二、一七〇㎒以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	一、九二〇㎒を超え一、九八〇㎒以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア　三〇㎒以上一、〇〇〇㎒未満	任意の一〇〇㎑幅で（一）五七デシベル以下の値
		イ　一、〇〇〇㎒以上二、〇一〇㎒未満	任意の一㎒幅で（一）四七デシベル以下の値
		ウ　二、〇一〇㎒以上二、〇二五㎒以下	任意の一㎒幅で（一）五二デシベル以下の値
		エ　二、〇二五㎒を超え一二・七五㎓以下（二、一〇〇㎒以上二	任意の一㎒幅で（一）四七デシベル以下の値

無線通信を行う無線局の送信設備及びローカル５Ｇの無線局の送信設備	地局の送信設備	［同上］	
［同上］			

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条　［同上］

［２～６　同上］

７　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	一、九二〇㎒を超え一、九八〇㎒以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア　三〇㎒以上一、〇〇〇㎒未満	任意の一〇〇㎑幅で（一）五七デシベル以下の値
		イ　一、〇〇〇㎒以上二、〇一〇㎒未満	任意の一㎒幅で（一）四七デシベル以下の値
		ウ　二、〇一〇㎒以上二、〇二五㎒以下	任意の一㎒幅で（一）五二デシベル以下の値
		エ　二、〇二五㎒を超え一二・七五㎓以下（二、一〇〇㎒以上二	任意の一㎒幅で（一）四七デシベル以下の値

			、一八〇MHz以下を除く。）
高高度基地局	一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値
		イ　一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満（二、一〇〇MHz以上二、一八〇MHz以下を除く。）	任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値
［略］			

四　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置

無線局の種別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	ア　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値
	イ　一、〇〇〇MHz以上二、〇一〇MHz未満	任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値
	ウ　二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一MHz幅で（一）五二デシベル以下の値
	エ　二、〇二五MHzを超え一二・七五GHz未満（二、一〇〇MHz以上二、一八〇MHz以下を除く。）	任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値
高高度基地局	ア　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値
	イ　一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満（二、一〇〇MHz以上二、一八〇MHz以下を除く。）	任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値
［略］		

［8～36　略］

（携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備）

四　［同上］

			、一八〇MHz以下を除く。）
［同上］			

無線局の種別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	ア　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値
	イ　一、〇〇〇MHz以上二、〇一〇MHz未満	任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値
	ウ　二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一MHz幅で（一）五二デシベル以下の値
	エ　二、〇二五MHzを超え一二・七五GHz未満（二、一〇〇MHz以上二、一八〇MHz以下を除く。）	任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値
［同上］		

［8～36　同上］

（携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備）

第四十九条の六　携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備であつて、七一五MHzを超え七四八MHz以下、七七〇MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七一〇MHzを超え一、七八五MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件（陸上移動中継局の無線設備にあつては、第二号に限る。）に適合するものでなければならない。

一　一般的条件

基地局又は高高度基地局（以下「基地局等」という。）と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

［二　略］

2　前項の陸上移動局の無線設備は、同項に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　基地局対向器（陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）の無線設備であつて、基地局と通信を行うものをいう。以下同じ。）及び高高度基地局対向器（陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）の無線設備であつて、高高度基地局と通信を行うものをいう。）（以下「基地局等対向器」という。）の空中線電力の総和は、四〇ミリワット以下であること。

二　基地局等対向器の送信空中線の絶対利得は、九デシベル以下であること。

［三・四　略］

五　基地局等対向器及び陸上移動局対向器の増幅度（基地局等対向器の入力電力に対する陸上移動局対向器の出力電力の比又は陸上移動局対向器の入力電力に対する基地局等対向器の出力電力の比をいう。以下同じ。）特性は、総務大臣が別に定める値に適合すること。

［六　略］

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）

第四十九条の六の九　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局、高高度基地局（高度一八kmから二五kmまでに開設するものに限る。以下この条及び第四十九条の六の十三において同じ。）又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式（半複信方式のものを含む。）を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

無線局の区分	周波数
基地局の無線設備	七七〇MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHz

第四十九条の六　［同上］

一　［同上］

基地局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

［二　同上］

2　［同上］

一　基地局対向器（陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）の無線設備であつて、基地局と通信を行うものをいう。以下同じ。）の空中線電力の総和は、四〇ミリワット以下であること。

二　基地局対向器の送信空中線の絶対利得は、九デシベル以下であること。

［三・四　同上］

五　基地局対向器及び陸上移動局対向器の増幅度（基地局対向器の入力電力に対する陸上移動局対向器の出力電力の比又は陸上移動局対向器の入力電力に対する基地局対向器の出力電力の比をいう。以下同じ。）特性は、総務大臣が別に定める値に適合すること。

［六　同上］

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）

第四十九条の六の九　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式（半複信方式のものを含む。）を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

無線局の区分	周波数
基地局の無線設備	七七〇MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHz

	を超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
高高度基地局の無線設備 ［略］	二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下

一　一般的条件

イ　通信方式は、基地局等から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から基地局等へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式を使用する複信方式（占有周波数帯幅の許容値が二〇〇kHzの陸上移動局との通信にあつては半複信方式とすることとし、占有周波数帯幅の許容値が一・四MHzの陸上移動局との通信にあつては半複信方式とすることができる。）であること。

ロ　基地局等と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

ハ　一の基地局等の通話チャネルから他の基地局等の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること。

ニ　基地局等の無線設備は、電気通信回線設備と接続できるものであること。

ホ　一の基地局等の役務の提供に係る区域であつて、当該役務を提供するために必要な電界強度が得られる区域は、当該区域のトラヒックに合わせ細分化ができること。

ヘ　キャリアアグリゲーション技術（二以上の搬送波を同時に用いて一体として行う無線通信の技術をいう。以下同じ。）を用いる場合には、一又は複数の基地局等（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局等へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。）との間の通信（総務大臣が別に告示するものを除く。）に限ること。

(1)　基地局等及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機

［(イ)・(ロ)　略］

(ハ)　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局等であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

［(ニ)～(ヘ)　略］

［(2)　略］

ト　複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する無線設備の空中線電力は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定める値とする。

	を超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
［同上］	

一　一般的条件

イ　通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式を使用する複信方式（占有周波数帯幅の許容値が二〇〇kHzの陸上移動局との通信にあつては半複信方式とすることとし、占有周波数帯幅の許容値が一・四MHzの陸上移動局との通信にあつては半複信方式とすることができる。）であること。

ロ　基地局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

ハ　一の基地局の通話チャネルから他の基地局の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること。

ニ　基地局の無線設備は、電気通信回線設備と接続できるものであること。

ホ　一の基地局の役務の提供に係る区域であつて、当該役務を提供するために必要な電界強度が得られる区域は、当該区域のトラヒックに合わせ細分化ができること。

ヘ　キャリアアグリゲーション技術（二以上の搬送波を同時に用いて一体として行う無線通信の技術をいう。以下同じ。）を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。）との間の通信（総務大臣が別に告示するものを除く。）に限ること。

(1)　基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機

［(イ)・(ロ)　同上］

(ハ)　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

［(ニ)～(ヘ)　同上］

［(2)　同上］

ト　［同上］

(1)　基地局等の無線設備　各空中線端子における値

［(2)　略］

チ　基地局等の無線設備のうち、第一章第六節の周波数等を維持する機能を有するものにあつては、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

［(1)・(2)　略］

リ　チャネル間隔は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の中欄に掲げる周波数に応じ同表下欄に掲げるとおりとする。

無線局の区分	周波数	チャネル間隔
基地局の無線設備	七七〇MHzを超え七七三MHz以下	三MHz
	七七三MHzを超え八〇三MHz以下又は一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下	三MHz、五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHz
	八六〇MHzを超え八九〇MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下	三MHz、五MHz、一〇MHz又は一五MHz
	一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下	五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHz
高高度基地局の無線設備	二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下	五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHz

［略］

［二　略］

2　前項の陸上移動局の無線設備（第一項及び第五項並びに第一項及び第六項に規定する陸上移動局の無線設備を除く。）は、前項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局等及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（キャリアアグリゲーション技術を用いて前項第一号ヘ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該無線局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

［二　略］

三　前項の基地局等及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局等（高高度基地局にあつては、

(1)　基地局の無線設備　各空中線端子における値

［(2)　同上］

チ　基地局の無線設備のうち、第一章第六節の周波数等を維持する機能を有するものにあつては、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

［(1)・(2)　同上］

リ　［同上］

無線局の区分	周波数	チャネル間隔
基地局の無線設備	七七〇MHzを超え七七三MHz以下	三MHz
	七七三MHzを超え八〇三MHz以下又は一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下	三MHz、五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHz
	八六〇MHzを超え八九〇MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下	三MHz、五MHz、一〇MHz又は一五MHz
	一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下	五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHz
［同上］		

［二　同上］

2　［同上］

一　送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（キャリアアグリゲーション技術を用いて前項第一号ヘ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該無線局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

［二　同上］

三　前項の基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局及び時分割・直交周波数分割多元

再生中継方式（受信した電波を復調し、変調し、及び増幅して送信する中継方式をいう。以下同じ。）を用いるものに限る。）及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（キャリアアグリゲーション技術を用いて前項第一号ヘ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該無線局を含む。）からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

［四～六　略］

［3・4　略］

5　第一項の陸上移動局の無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値が二〇〇kHzのものは、同項（第一号ヘを除く。）に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局等の電波を受信することによつて、総務大臣が別に告示する周波数の範囲内から自動的に選択されること。

二　第一項の基地局等からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局等（高高度基地局にあつては、再生中継方式を用いるものに限る。）からの制御情報に基づき、空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

［三～五　略］

6　第一項の陸上移動局の無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値が一・四MHzのものは、同項（第一号ヘを除く。）に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局等の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

二　第一項の基地局等からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局等（高高度基地局にあつては、再生中継方式を用いるものに限る。）からの制御情報に基づき、空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

三　搬送波を送信していないときの漏えい電力は、通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔と同じチャネル間隔の送信帯域の周波数帯（当該周波数帯に第一項及び本項に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値の周波数の範囲が含まれること。）で、空中線端子において、次のとおりであること。

［イ　略］

ロ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が五MHzのものにあつては、任意の四・五MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ハ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が一〇MHzのものにあつては、任意の九MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ニ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が一五MHzのものにあつては、任意の一三・五MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ホ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が二〇MHzのものにあつては、任意の一八MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ヘ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が四〇MHzのものにあつては、任意の三六MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ト　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が八〇MHzのものにあつては、任意の七二MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

チ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が一六〇MHzのものにあつては、任意の一四四MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

リ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が三二〇MHzのものにあつては、任意の二八八MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ヌ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が六四〇MHzのものにあつては、任意の五七六MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ル　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が一二八〇MHzのものにあつては、任意の一一五二MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ヲ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が二五六〇MHzのものにあつては、任意の二三〇四MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ワ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が五一二〇MHzのものにあつては、任意の四六〇八MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

カ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が一〇二四〇MHzのものにあつては、任意の九二一六MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ヨ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が二〇四八〇MHzのものにあつては、任意の一八四三二MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

タ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が四〇九六〇MHzのものにあつては、任意の三六八六四MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

レ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が八一九二〇MHzのものにあつては、任意の七三七二八MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ソ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が一六三八四〇MHzのものにあつては、任意の一四七四五六MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ツ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が三二七六八〇MHzのものにあつては、任意の二九四九一二MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ネ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が六五五三六〇MHzのものにあつては、任意の五八九八二四MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ナ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が一三一〇七二〇MHzのものにあつては、任意の一一七九六四八MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ラ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が二六二一四四〇MHzのものにあつては、任意の二三五九二九六MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ム　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が五二四二八八〇MHzのものにあつては、任意の四七一八五九二MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ウ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が一〇四八五七六〇MHzのものにあつては、任意の九四三七一八四MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ヰ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が二〇九七一五二〇MHzのものにあつては、任意の一八八七四三六八MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ノ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が四一九四三〇四〇MHzのものにあつては、任意の三七七四八七三六MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

オ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が八三八八六〇八〇MHzのものにあつては、任意の七五四九七四七二MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ク　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が一六七七七二一六〇MHzのものにあつては、任意の一五〇九九四九四四MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

マ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が三三五五四四三二〇MHzのものにあつては、任意の三〇一九八九八八八MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ケ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が六七一〇八八六四〇MHzのものにあつては、任意の六〇三九七七七七六MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

フ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が一三四二一七七二八〇MHzのものにあつては、任意の一二〇七九五五五二MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

コ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が二六八四三五四五六〇MHzのものにあつては、任意の二四一五九一一〇四MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

エ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が五三六八七〇九一二〇MHzのものにあつては、任意の四八三一八二二〇八MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

テ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が一〇七三七四一八二四〇MHzのものにあつては、任意の九六六三六四四一六MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ア　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が二一四七四八三六四八〇MHzのものにあつては、任意の一九三二七二八八三二MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

サ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が四二九四九六七二九六〇MHzのものにあつては、任意の三八六五四五七六六四MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

キ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が八五八九九三四五九二〇MHzのものにあつては、任意の七七三〇九一五三二八MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ユ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が一七一七九八六九一八四〇MHzのものにあつては、任意の一五四六一八三〇六五六MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

メ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が三四三五九七三八三六八〇MHzのものにあつては、任意の三〇九二三六六一三一二MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ミ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が六八七一九四七六七三六〇MHzのものにあつては、任意の六一八四七三二二六二四MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

シ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が一三七四三八九五三四七二〇MHzのものにあつては、任意の一二三六九四六四五二四八MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ヒ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が二七四八七七九〇六九四四〇MHzのものにあつては、任意の二四七三八九二九〇四九六MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

モ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が五四九七五五八一三八八〇MHzのものにあつては、任意の四九四七七八五八〇九九二MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

セ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が一〇九九五一一六二七七六〇MHzのものにあつては、任意の九八九五五七一六一九八四MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ス　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が二一九九〇二三二五五五二〇MHzのものにあつては、任意の一九七九一一四三二三九六八MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ン　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が四三九八〇四六五一一〇四〇MHzのものにあつては、任意の三九五八二二八六四七九三六MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ヤ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が八七九六〇九三〇二二〇八〇MHzのものにあつては、任意の七九一六四五七二九五八七二MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

マ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が一七五九二一八六〇四四一六〇MHzのものにあつては、任意の一五八三二九一四五九一七四四MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ケ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が三五一八四三七二〇八八三二〇MHzのものにあつては、任意の三一六六五八二九一八三四八八MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

フ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が七〇三六八七四四一七六六四〇MHzのものにあつては、任意の六三三三一六五八三六六九七六MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

コ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が一四〇七三七四八八三五三二八〇MHzのものにあつては、任意の一二六六六三三一六七三三九五二MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

エ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が二八一四七四九七六七〇六五六〇MHzのものにあつては、任意の二五三三二六六三三四六七九〇四MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

テ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が五六二九四九九五三四一三一二〇MHzのものにあつては、任意の五〇六六五三二六六九三五八〇八MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ア　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が一一二五八九九〇六八二六二四〇MHzのものにあつては、任意の一〇一三三〇六五三三八七一六一六MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

サ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が二二五一七九八一三六五二四八〇MHzのものにあつては、任意の二〇二六六一三〇六七七四三二三二MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

キ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が四五〇三五九六二七三〇四九六〇MHzのものにあつては、任意の四〇五三二二六一三五四八六四六四MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ユ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が九〇〇七一九二五四六〇九九二〇MHzのものにあつては、任意の八一〇六四五二二七〇九七二九二八MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

メ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が一八〇一四三八五〇九二一九八四〇MHzのものにあつては、任意の一六二一二九〇四五四一九四五八五六MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ミ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が三六〇二八七七〇一八四三九六八〇MHzのものにあつては、任意の三二四二五八〇九〇八三八九一七一二MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

シ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が七二〇五七五四〇三六八七九三六〇MHzのものにあつては、任意の六四八五一六一八一六七七八三四二四MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ヒ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が一四四一一五〇八〇七三七五八七二〇MHzのものにあつては、任意の一二九七〇三二三六一三五六八四八MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

モ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が二八八二三〇一六一四七五一七四四〇MHzのものにあつては、任意の二五九四〇六四七二二七一三六九六MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

セ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が五七六四六〇三二二九五〇三四八八〇MHzのものにあつては、任意の五一八八一二九四四五四二七三九二MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ス　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が一一五二九二〇六四五九〇〇六九七六〇MHzのものにあつては、任意の一〇三七六二五八八九〇八五四七八四MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ン　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が二三〇五八四一二九一八〇一三九五二〇MHzのものにあつては、任意の二〇七五二五一七七八一七〇九五六八MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ヤ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が四六一一六八二五八三六〇二七九〇四〇MHzのものにあつては、任意の四一五〇五一五五六三四一九一三七MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

マ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が九二二三三六五一六七二〇五五八〇八〇MHzのものにあつては、任意の八三〇一〇三一一二六八三八二七四MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ケ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が一八四四六七三三四一四四一一一六一六〇MHzのものにあつては、任意の一六六〇二〇六二二五三六七六四八MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

フ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が三六八九三四六六八二八八二二三二三二〇MHzのものにあつては、任意の三三二〇四一二四五〇七三五二九六MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

コ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が七三七八六九三三六五七六四四六四六四〇MHzのものにあつては、任意の六六四〇八二四九〇一四七〇五九二MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

エ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が一四七五七三八六七三一五二八九二九二八〇MHzのものにあつては、任意の一三二八一六四九八〇二九四一一八四MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

テ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が二九五一四七七三四六三〇五七八五八五六〇MHzのものにあつては、任意の二六五六三二九九六〇五八八二三六八MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ア　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が五九〇二九五四六九二六一一五七一二〇MHzのものにあつては、任意の五三一二六五九九二一一七六四七三六MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

サ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が一一八〇五九〇九三八五二二三一四二四〇MHzのものにあつては、任意の一〇六二五三一九八四二三五二九四七二MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

キ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が二三六一一八一八七七〇四四六二八四八〇MHzのものにあつては、任意の二一二五〇六三九六八四七〇五八九四四MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ユ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が四七二二三六三七五四〇八九二五六九六〇MHzのものにあつては、任意の四二五〇一二七九三六九四一一七八八八MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

メ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が九四四四七二七五〇八一七八五一三九二〇MHzのものにあつては、任意の八五〇〇二五五八七三八八二三五七七六MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ミ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が一八八八九四五五〇一六三五七〇二七八四〇MHzのものにあつては、任意の一七〇〇五一一七四七七六四七一五五二MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

シ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が三七七七八九一〇〇三二七一四〇五五六八〇MHzのものにあつては、任意の三四〇〇二三四九五五二九四三一〇三〇四MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ヒ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が七五五五七八二〇〇六五四二八一一三六〇MHzのものにあつては、任意の六八〇〇四六九九一〇五八八六二〇六〇八MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

モ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が一五一一一五六四〇一三〇八五六二二七二〇MHzのものにあつては、任意の一三六〇〇九三九八二一一七七二四一二一六MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

セ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が三〇二二三一二八〇二六一七一二四五四四〇MHzのものにあつては、任意の二七二〇一八七九六四二三五四四八二四三二MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ス　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が六〇四四六二五六〇五二三四二四九〇八八〇MHzのものにあつては、任意の五四四〇三七五九二八四七〇八九六四八六四MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ン　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が一二〇八九二五一二一〇四六八四九八一七六〇MHzのものにあつては、任意の一〇八八〇七五一八五六九四一七九六九七二八MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ヤ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が二四一七八五〇二四二〇九三六九九六三五二〇MHzのものにあつては、任意の二一七六一五〇三七一三八八三五九三四五七六MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

マ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が四八三五七〇〇四八四一八七三九九二七〇四〇MHzのものにあつては、任意の四三五二三〇〇七四二七七六七九三八一五三六MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ケ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が九六七一四〇〇九六八三七四七九八五四〇八〇MHzのものにあつては、任意の八七〇四六〇一九三四九五三一八三〇七二MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

フ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が一九三四二八〇一九三六七四九五九七〇八一六〇MHzのものにあつては、任意の一七四〇九二〇三八七一〇六三六六一四四MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

コ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が三八六八五六〇三八七三四九九一九四一六三二〇MHzのものにあつては、任意の三四八一八四〇七七四二一二七三二二八八MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

エ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が七七三七一二〇七七四六九九八三八八三二六四〇MHzのものにあつては、任意の六九六三六八一五四八四二五四六四五七六MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

テ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が一五四七四二四一五四九三九九六七七六五二八〇MHzのものにあつては、任意の一三九二七三六三〇九六八五〇九二九一五二MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ア　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が三〇九四八四八三〇九八七九九三五五三〇五六〇MHzのものにあつては、任意の二七八五四六七二七八七一五八三二六二三〇四MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

サ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が六一八九六九六六一九七五九八七一〇六一一二〇MHzのものにあつては、任意の五五七〇九四〇五五七四三一六五二四六〇八MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

キ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が一二三七九三九三三九五一九七四二一二二四〇MHzのものにあつては、任意の一一一四一八八一一四八六三一三〇四九二一六MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ユ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が二四七五八七八六七九〇三九四八四二四四八〇MHzのものにあつては、任意の二二二八三七六二二九七二六二六〇九八四三二MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

メ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が四九五一七五七三五八〇七八九六八四八九六〇MHzのものにあつては、任意の四四五六七五二四五九四五二五二一九六八六四MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ミ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が九九〇三五一四七一六一五七九三六九七九二〇MHzのものにあつては、任意の八九一三五一三二四一三一五七三九三七二八MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

シ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が一九八〇七〇二九四三二三一五八七三九五八四〇MHzのものにあつては、任意の一七八二六二六五八九一八四一八六五五五六MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ヒ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が三九六一四〇五八八六四六三一七四七九一六八〇MHzのものにあつては、任意の三五六五二五三一七八三六八三七一一一三六MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

モ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が七九二二八一一七七二九二六三四九五八三三六〇MHzのものにあつては、任意の七一三〇五〇六三五六七三六七四二二二七二MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

セ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が一五八四五六二三五四五八五二六九九一六七二〇MHzのものにあつては、任意の一四二六一〇一二七一三四七三四八四四五四四MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ス　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が三一六九一二四七〇九一七〇五三九八三四四〇MHzのものにあつては、任意の二八五二二〇二五四二六九四六九六八八九〇八MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ン　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が六三三八二四九四一八一四一〇七九六六八八〇MHzのものにあつては、任意の五七〇四四〇五〇八五三八九三九三七七八一六MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ヤ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が一二六七六四九八三六二八二一五九三三七六〇MHzのものにあつては、任意の一一四〇八八一〇一七〇七七八七八七五六三二MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

マ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が二五三五二九九六七二五六四三一八六七五二〇MHzのものにあつては、任意の二二八一七九二〇三四一五五七〇九〇八一八八MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ケ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が五〇七〇五九九三四五一二八六三七三五〇四〇MHzのものにあつては、任意の四五六三五八四〇六八三一一四一八一七六三九二MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

フ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が一〇一四一九八六九〇二五六二七四七〇八〇MHzのものにあつては、任意の九一二七一六八一二三六二八三七六三五二八MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

コ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が二〇二八三九七三八〇五一二五四九四一六〇MHzのものにあつては、任意の一八二五四三三六二四七二五六七五二五七六MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

エ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が四〇五六七九四七六一〇二五〇九八八三二〇MHzのものにあつては、任意の三六五〇八六七二四九四五一三五一五二MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

テ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が八一一三五八九五二二〇五〇一九七六六四〇MHzのものにあつては、任意の七三〇一七三四四九八九〇二七〇三〇四MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ア　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が一六二二七一七九〇四四〇一〇〇三九五三二八〇MHzのものにあつては、任意の一四六〇三四六八九九七八〇五四〇六〇八MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

サ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が三二四五四三五八〇八八〇二〇〇七九〇六五六〇MHzのものにあつては、任意の二九二〇六九三七九九五六一〇八一二一六MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

キ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が六四九〇八七一六一七六〇四〇一五八一三一二〇MHzのものにあつては、任意の五八四一三八七五九九一二一六二四三二MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ユ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が一二九八一七四三二三五二〇八〇三一六二六四〇MHzのものにあつては、任意の一一六八二七七五一九九二四三二四八六四MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

メ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が二五九六三四八六四七〇四一六〇六三二五二八〇MHzのものにあつては、任意の二三三六五五〇三九八四八六四九七二八MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ミ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が五一九二六九七二九四〇八三二一二六五〇五六〇MHzのものにあつては、任意の四六七三一〇〇七九六九七二九九四五五四MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

シ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が一〇三八五三九四五八八一六六四二五一一二〇MHzのものにあつては、任意の九三四六二〇一五九三九四五九九〇九一二MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ヒ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が二〇七七〇七八九一七六三三二八五〇二二四〇MHzのものにあつては、任意の一八六九二四〇三一八七八九九一八二四MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

モ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が四一五四一五七八三五二六六五七〇〇四四八〇MHzのものにあつては、任意の三七三八三六〇二八六九一九九二六四一六MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

セ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が八三〇八三一五六七〇五三三一四〇〇八九六〇MHzのものにあつては、任意の七四七六七二〇五七三八三九八五二七三二MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ス　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が一六六一六六三一四一〇六六二八〇一七九二〇MHzのものにあつては、任意の一四九五三四四一一四七六七九七〇五四六四MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ン　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が三三二三三二六二八二一三二五六〇三五八四〇MHzのものにあつては、任意の二九九〇六八八二二九五三五九四一〇九二八MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ヤ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が六六四六六五二五六四二六五一二〇七一六八〇MHzのものにあつては、任意の五九八一三七七〇五九〇七一八四六九八五七六MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

マ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が一三二九三三〇五一二八五三〇二四一四三三六〇MHzのものにあつては、任意の一一九六二六一〇三一七一三六六四八七一八四MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ケ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が二六五八六六一〇二五七〇六〇四八二八六七二〇MHzのものにあつては、任意の二三九二五二二〇九二八四二九七三八三六五六MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

フ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が五三一七二二〇五一四一二一三八六五七三四四〇MHzのものにあつては、任意の四七八五〇四四一八三八五八三四七六三一三一二MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

コ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が一〇六三四四四一〇二八二四二七七三一四六八八〇MHzのものにあつては、任意の九五七〇〇八八三六七七一六九五二六二六二四MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

エ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が二一二六八八二〇五六四八五五四六二九三七六〇MHzのものにあつては、任意の一九一四〇一七六七三五四三三九〇五二五二四八MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

テ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が四二五三七六四一一二九七一〇九二五八七五二〇MHzのものにあつては、任意の三八二八〇三五三四七〇六六七八一〇五〇四九六MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ア　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が八五〇七五二八二二五九四二一八五一七五〇四〇MHzのものにあつては、任意の七六五六七〇七〇〇三三七八九六六四五〇四四八MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

サ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が一七〇一五〇五六四五一八八四三七〇三五〇八〇MHzのものにあつては、任意の一五三一三五一四〇〇六七五七九三二九〇〇八九六MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

キ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が三四〇三〇一一二九〇三七六八七四〇七〇一六〇MHzのものにあつては、任意の三〇六二七〇二八〇一三五一五八六五八〇一七九二MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ユ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が六八〇六〇二二五八〇七五三七四八一四〇三二〇MHzのものにあつては、任意の六一二五四〇五〇二七〇三〇二九七一六〇三五八四MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

メ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が一三六一二〇四五一六一五〇九六二八〇六四〇MHzのものにあつては、任意の一二二五〇八四〇六二四三〇六七一六五二八七一六八MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ミ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が二七二二四〇九〇三二三〇一九二五六一二八〇MHzのものにあつては、任意の二四五〇一六八一二四八六〇五九〇五七四三三六MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

シ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が五四四八一八〇六四六〇三八四五一二二五六〇MHzのものにあつては、

五　MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ホ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が二〇MHzのものにあつては、任意の一八MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

［四・五　略］

第四十九条の六の十三　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局等又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式（半複信方式を含む。）を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

無線局の区分	周波数
基地局の無線設備	七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
高高度基地局の無線設備	二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下

［略］

一　一般的条件

イ　通信方式は、基地局等から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から基地局等へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する複信方式（第四号に規定する陸上移動局との通信にあつては半複信方式とすることができる。）であること。

ロ　基地局等と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

ハ　一の基地局等の通話チャネルから他の基地局等の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること。

ニ　基地局等の無線設備は、電気通信回線設備と接続できるものであること。

ホ　一の基地局等の役務の提供に係る区域であつて、当該役務を提供するために必要な電界強度が得られる区域は、当該区域のトラヒックに合わせ細分化ができること。

ヘ　キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局等（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基

MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ホ　通信の相手方となる基地局のチャネル間隔が二〇MHzのものにあつては、任意の一八MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

［四・五　同上］

第四十九条の六の十三　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式（半複信方式を含む。）を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

無線局の区分	周波数
基地局の無線設備	七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下

［同上］

一　［同上］

イ　通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する複信方式（第四号に規定する陸上移動局との通信にあつては半複信方式とすることができる。）であること。

ロ　基地局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

ハ　一の基地局の通話チャネルから他の基地局の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること。

ニ　基地局の無線設備は、電気通信回線設備と接続できるものであること。

ホ　一の基地局の役務の提供に係る区域であつて、当該役務を提供するために必要な電界強度が得られる区域は、当該区域のトラヒックに合わせ細分化ができること。

ヘ　キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地

地局等へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。）との間の通信（総務大臣が別に告示するものを除く。）に限ること。

(1)　基地局等及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機

(ｲ)　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局等であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

［(ﾛ)～(ﾍ)　略］

［(2)　略］

［ﾄ　略］

チ　基地局等の無線設備のうち、第一章第六節の周波数等を維持する機能を有するものにあつては、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

［(1)・(2)　略］

［ニ　略］

三　陸上移動局の無線設備（次号に規定するものを除く。）は、前二号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

イ　送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局等及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（キャリアアグリゲーション技術を用いて第一号ヘ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該無線局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

ロ　通信の相手方である基地局等（高高度基地局にあつては、再生中継方式を用いるものに限る。）及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（キャリアアグリゲーション技術を用いて第一号ヘ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該無線局を含む。）からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

［ハ～ホ　略］

［四　略］

［2・3　略］

（時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局等の無線設備）

第四十九条の二十九　時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局（時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は当該基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。）との間の通信（総務大臣が別に告示するものを除く。）に限ること。

(1)　基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機

(ｲ)　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

［(ﾛ)～(ﾍ)　同上］

［(2)　同上］

［ﾄ　同上］

チ　基地局の無線設備のうち、第一章第六節の周波数等を維持する機能を有するものにあつては、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

［(1)・(2)　同上］

［ニ　同上］

三　［同上］

イ　送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（キャリアアグリゲーション技術を用いて第一号ヘ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該無線局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

ロ　通信の相手方である基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（キャリアアグリゲーション技術を用いて第一号ヘ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該無線局を含む。）からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

［ハ～ホ　同上］

［四　同上］

［2・3　同上］

（時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局等の無線設備）

第四十九条の二十九　［同上］

局と当該基地局を通信の相手方とする陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）の無線設備であつて、二、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一・二　略］

［2・3　略］

4　第一項の陸上移動局（中継を行うものに限る。）の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　送信装置の空中線電力は、次に掲げる中継方式の区分に応じ、それぞれ次に定めるものであること。

イ　再生中継方式

［⑴・⑵　略］

［ロ　略］

［ニ～四　略］

［5～8　略］

（三八GHzを超え三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する高度一八kmから五〇kmまでに開設する固定局等の無線設備）

第五十八条の二の十三　三八GHzを超え三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する高度一八kmから五〇kmまでに開設する固定局又は当該固定局と通信を行う固定局の無線設備は、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　変復調器（変調により復元可能な信号を生成し、復調により元の情報を再現し得る装置をいう。以下この号において同じ。）は、次のとおりであること。

ア　三八GHzを超え三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する高度一八kmから五〇kmまでに開設する固定局又は当該固定局と通信を行う固定局に設置される変復調器が、その通信の相手方の変復調器を自動的に識別可能であること。

イ　三八GHzを超え三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する高度一八kmから五〇kmまでに開設する固定局又は当該固定局と通信を行う固定局に設置される変復調器間の制御信号によつて、周波数が自動的に設定されるものであること。

ロ　隣接チャネル漏えい電力は、搬送波電力より二七・二デシベル以上低い値であること。

別表第一号（第５条関係）

周波数の許容偏差の表

［表略］

［注１～30　略］

31　次に掲げる固定局，陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は，

［一・二　同上］

［2・3　同上］

4　［同上］

一　［同上］

イ　再生中継方式（受信した電波を復調し、変調し、及び増幅して送信する中継方式をいう。以下この条及び次条において同じ。）

［⑴・⑵　同上］

［ロ　同上］

［ニ～四　同上］

［5～8　同上］

［新設］

別表第一号（第５条関係）

周波数の許容偏差の表

［表同左］

［注１～30　同左］

31　［同左］

この表に規定する値にかかわらず，次のとおりとする。	
⑴　携帯無線通信を行う無線局及びローカル５Ｇの無線局の送信設備に使用するもの	⑴　［同左］
ア　第49条の６に定める携帯無線通信の中継を行う無線局 次の式により求められる値を許容偏差とする（ｆは、送信周波数（単位Hz）とする。）。	ア　［同左］ ［同左］
㋐　陸上移動局	㋐　［同左］
［Ａ　略］	［Ａ　同左］
Ｂ　基地局等対向器　300Hz	Ｂ　基地局対向器　300Hz
㋑　陸上移動中継局	㋑　［同左］
［Ａ　略］	［Ａ　同左］
Ｂ　基地局等と通信を行う陸上移動中継局の無線設備　300Hz	Ｂ　基地局と通信を行う陸上移動中継局の無線設備　300Hz
［イ～カ　略］	［イ～カ　同左］
キ　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局 次の式により求められる値を許容偏差とする（ｆは、送信周波数（単位Hz）とする。）。	キ　［同左］ ［同左］
㋐　基地局等	㋐　基地局
［Ａ～Ｃ　略］	［Ａ～Ｃ　同左］
［㋑・㋒　略］	［㋑・㋒　同左］
［ク～コ　略］	［ク～コ　同左］
サ　第49条の６の13に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局 次の式により求められる値を許容偏差とする（ｆは、送信周波数（単位Hz）とする。）。	サ　［同左］ ［同左］
㋐　基地局等	㋐　基地局
［Ａ～Ｃ　略］	［Ａ～Ｃ　同左］
［㋑　略］	［㋑　同左］
［⑵～⑮　略］	［⑵～⑮　同左］
⑯　38GHzを超え39.5GHz以下の周波数の電波を使用するもの（⑬及び⑮に掲げるものを除く。）　100（10^{-6}）	⑯　38GHzを超え39.5GHz以下の周波数の電波を使用するもの（⑽及び⑿に掲げるものを除く。）　100（10^{-6}）
［⑰～㉕　略］	［⑰～㉕　同左］
［32～58　略］	［32～58　同左］
別表第二号（第６条関係）	別表第二号（第６条関係）
［第１～第11　略］	［第１～第11　同左］
第12　携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及	第12　［同左］

び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局及びローカル５Ｇの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して表示する。	
［１～５　略］	［１～５　同左］
６　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局及びローカル５Ｇの無線局の無線設備	６　［同左］
［⑴～⑶　略］	［⑴～⑶　同左］
⑷　第49条の６の13に規定する基地局、高高度基地局及び陸上移動局の無線設備	⑷　第49条の６の13に規定する基地局及び陸上移動局の無線設備
［ア～オ　略］	［ア～オ　同左］
［第13～第84　略］	［第13～第84　同左］
第85　第58条の２の13に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、500MHzとする。	［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第六条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（特定無線設備等） 第二条　法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。 ［二～十一の二十の六　略］ 十一の二十の七　設備規則第四十九条の六の九第一項においてその無線設備の条件が定められている高高度基地局に使用するための無線設備 ［十一の二十一～十一の三十三の三　略］ 十一の三十三の四　設備規則第四十九条の六の十三第一項においてその無線設備の条件が定められている高高度基地局に使用するための無線設備 ［十一の三十四～八十四　略］ 八十五　設備規則第五十八条の二の十三においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備 ［２　略］ 別表第一号　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係） 一　技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。 ［(1)・(2)　略］ (3)　特性試験 申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。 ア　次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。 ［表　別紙二　挿入］ ［注１～24　略］ ［イ・ウ　略］ ［二・三　略］ 別表第二号　工事設計の様式（別表第一号一(1)関係） 第一　第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書 ［様式略］ ［注１　略］ ２　２の(1)の欄は、電波の型式別に、無線設備系統図に示す出力端子における出力規格の値を記載すること。	（特定無線設備等） 第二条　［同上］ ［二～十一の二十の六　同上］ ［新設］ ［十一の二十一～十一の三十三の三　同上］ ［新設］ ［十一の三十四～八十四　同上］ ［新設］ ［２　同上］ 別表第一号　［同上］ 一　［同上］ ［(1)・(2)　同上］ (3)　［同上］ ［同上］ ア　［同上］ ［表　別紙一　挿入］ ［注１～24　同上］ ［イ・ウ　同上］ ［二・三　同上］ 別表第二号　［同左］ 第一　［同左］ ［様式同左］ ［注１　同左］ ２　［同左］

［(1)～(3)　略］

(4)　第２条第１項第85号に掲げる無線設備にあつては、運用規則第137条の３に掲げる最大電力束密度の値を遵守していることを示す書類を添付すること。

３　２の(2)の欄は、「Ｆ３Ｅ　142MHzから162MHzまで」又は「Ｆ３Ｅ　143.54，149.01，149.03，153.33，165.97MHz」のように記載するほか、次によること。

［(1)～(3)　略］

(4)　第２条第１項第11号の19、第11号の21、第11号の30、第11号の32、第11号の34、第21号の３、第54号若しくは第54号の６に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の６の９第１項第１号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第２条第１項第11号の20から第11号の20の３まで、第11号の20の７、第11号の22から第11号の24まで、第11号の29から第11号の29の３まで、第11号の31から第11号の31の３まで、第11号の33から第11号の33の４まで、第21号の３、第53号、第54号の２、第54号の３若しくは第54号の５から第54号の５の３までに掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯(次のアからセまでに掲げる周波数帯をいう。)及び当該搬送波の数を記載すること。

［ア～セ　略］

(5)　第２条第１項第11号の19の３又は第54号の４に掲げる無線設備にあつては、通信の相手方となる基地局及び高高度基地局のチャネル間隔を「通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔は、５MHz、10MHz及び15MHzとする。」のように付記すること。

［(6)　略］

［４～12　略］

［第二～第六　略］

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号Ⓡ及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

［様式略］

［注１～３　略］

４　技術基準適合証明番号の最初の３文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、４文字目又は４文字目及び５文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
［略］	［略］

［(1)～(3)　同左］

［新設］

３　［同左］

［(1)～(3)　同左］

(4)　第２条第１項第11号の19、第11号の21、第11号の30、第11号の32、第11号の34、第21号の３、第54号若しくは第54号の６に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の６の９第１項第１号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第２条第１項第11号の20から第11号の20の３まで、第11号の22から第11号の24まで、第11号の29から第11号の29の３まで、第11号の31から第11号の31の３まで、第11号の33から第11号の33の３まで、第21号の３、第54号の２の２、第54号の３若しくは第54号の５から第54号の５の３までに掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯(次のアからセまでに掲げる周波数帯をいう。)及び当該搬送波の数を記載すること。

［ア～セ　同左］

(5)　第２条第１項第11号の19の３又は第54号の４に掲げる無線設備にあつては、通信の相手方となる基地局のチャネル間隔を「通信の相手方となる基地局のチャネル間隔は、５MHz、10MHz及び15MHzとする。」のように付記すること。

［(6)　同左］

［４～12　同左］

［第二～第六　同左］

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

［同左］

［様式同左］

［注１～３　同左］

４　［同左］

特定無線設備の種別	記号
［同左］	［同左］

第２条第１項第11号の20の６に掲げる無線設備	ＴＳ
第２条第１項第11号の20の７に掲げる無線設備	ＴＱ
［略］	［略］
第２条第１項第11号の33の３に掲げる無線設備	ＪＱ
第２条第１項第11号の33の４に掲げる無線設備	ＵＱ
［略］	［略］
第２条第１項第84号に掲げる無線設備	ＴＭ
第２条第１項第85号に掲げる無線設備	ＶＱ
［略］	［略］

［５　略］

第２条第１項第11号の20の６に掲げる無線設備	ＴＳ
［同左］	［同左］
第２条第１項第11号の33の３に掲げる無線設備	ＪＱ
［同左］	［同左］
第２条第１項第84号に掲げる無線設備	ＴＭ
［同左］	［同左］

［５　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

2　この省令の施行の際現に受けている第五条の規定による改正前の無線設備規則（次項において「旧設備規則」という。）第四十九条の六の九第一項及び第六項に規定する無線局の無線設備に係る電波法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は同法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下この項及び次項において「技術基準適合証明等」という。）により表示が付された無線設備については、当該無線設備の技術基準適合証明等に係る工事設計に変更がない限りにおいて、第六条の規定による改正前の特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（以下この項及び次項において「旧証明規則」という。）別表第二号第一注３(5)の規定に基づき旧証明規則別表第二号第一２の(2)の欄に付記されている通信の相手方に高高度基地局（第二条の規定による改正後の電波法施行規則第四条第一項第六号の二に規定する高高度基地局をいう。次項において同じ。）を含むものとして、第五条の規定による改正後の無線設備規則第四十九条の六の九第一項及び第六項に規定する無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等を受けたものとみなす。

3　この省令の施行の際現にされている旧設備規則第四十九条の六の九第一項及び第六項に規定する

無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、旧証明規則別表第二号第一注３(5)の規定に基づき旧証明規則別表第二号第一２の(2)の欄に付記されている通信の相手方に高高度基地局を含むものとみなして、第六条の規定による改正後の特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（この項において「新証明規則」という。）第六条の規定又は新証明規則第十七条の規定を適用する。

［別紙一］

| | | |

［別紙二］

| | | |

○総務省告示第百七十号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第百三十七条の三第三項及び第五項の規定に基づき、総務大臣が別に告示する国又は地域及び値を次のとおり定める。

令和八年四月三日

総務大臣　林　芳正

1　無線局運用規則第百三十七条の三第三項及び第五項に規定する総務大臣が別に告示する国又は地域は、次の表に掲げるとおりとする。

国又は地域
アルメニア共和国
アゼルバイジャン共和国
ベラルーシ共和国
ロシア連邦
カザフスタン共和国
モンゴル国
ウズベキスタン共和国
キルギス共和国

北朝鮮
タジキスタン共和国
トルクメニスタン

2　無線局運用規則第百三十七条の三第三項に規定する総務大臣が別に告示する値は、表の上欄に掲げる水平方向を基準とした電波の到来角の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる値とする。

電波の到来角（θ）	電力束密度
一一度未満	（一）一四五デシベル（一ワットを〇デシベルとする。以下同じ。）
一一度以上八〇度未満	次に掲げる式による値以下 −145＋0.4347×（θ−11）デシベル
八〇度以上九〇度以下	（一）一一五デシベル

3　無線局運用規則第百三十七条の三第五項に規定する総務大臣が別に告示する値は、表の上欄に掲げる水平方向を基準とした電波の到来角の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる値とする。

電波の到来角（θ）	電力束密度
五度以下	（一）一六五デシベル

五度を超え二五度以下	次に掲げる式による値以下 −165＋1.75×(θ−5)デシベル
二五度を超え九〇度以下	（一）一三〇デシベル

○総務省告示第百七十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第一項第二号及び第四号の規定を実施するため、昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年四月三日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
［一～五　略］	［一～五　同上］
六　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号の五に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性	六　［同上］
1　周波数分割複信方式（半複信方式のものを含む。）を用いるものの受信設備	1　［同上］
［表略］	［表同上］
［注1～4　略］	［注1～4　同上］
5　チャネル間隔が一・〇八MHzの陸上移動局にあつては、通信の相手方となる基地局又は高高度基地局のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの表の実効選択度の項陸上移動局の欄に規定する値を満たすこと。	5　チャネル間隔が一・〇八MHzの陸上移動局にあつては、通信の相手方となる基地局のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの表の実効選択度の項陸上移動局の欄に規定する値を満たすこと。
6　高高度基地局（再生中継方式（設備規則第四十九条の六の九第二項第三号に規定する再生中継方式をいう。以下同じ。）を用いるものに限る。）の受信設備にあつては、この表の感度の項基地局の欄に規定する値を満たすこと。	［新設］
［2　略］	［2　同上］
六の二　設備規則第三条第四号の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局及びローカル5G（設備規則第三条第十五号に規定するローカル5Gをいう。）の無線局の審査に適用する受信設備の特性	六の二　［同上］
［1　略］	［1　同上］
2　周波数分割複信方式（半複信方式のものを含む。）を用いるものの受信設備	2　［同上］
(1)　感度	(1)　［同上］
ア　基地局又は高高度基地局（再生中継方式を用いるものに限る。）の感度	ア　基地局の感度
［略］	［同上］
［表略］	［表同上］
［イ　略］	［イ　同上］
［(2)～(4)　略］	［(2)～(4)　同上］
［七～二十三　略］	［七～二十三　同上］
二十四　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第三条第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムをいう。以下同じ。）の無線局の審査に適用する受信設備の特性	二十四　［同上］
1　感度	1　［同上］
［(1)　略］	［(1)　同上］

(2)　陸上移動局（広帯域移動無線アクセスシステムの無線局による無線通信の中継を行うものにあつては、再生中継方式により中継を行うものに限る。）の感度 ［略］ ［２・３　略］	(2)　陸上移動局（広帯域移動無線アクセスシステムの無線局による無線通信の中継を行うものにあつては、再生中継方式（設備規則第四十九条の二十九第四項第一号イに規定する再生中継方式をいう。以下同じ。）により中継を行うものに限る。）の感度 ［同上］ ［２・３　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

○総務省告示第百七十二号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）別表第一号の三第１の表21の項及び第２の表２の項の規定に基づき、昭和五十一年郵政省告示第八十七号（電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年四月三日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
［１～５　略］ ６　携帯無線通信を行う基地局及び高高度基地局（以下この項において「基地局等」という。）並びに広帯域移動無線アクセスシステム（2,575MHzを超え2,595MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。以下同じ。）の基地局、携帯無線通信を行う基地局及び広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局等と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合その中継を行う無線局の装置の工事設計の全部又は一部分について変更する場合（装置の全部又は一部分について変更の工事をする場合を含む。） ［表略］ ［注　略］ ［７～９　略］	［１～５　同左］ ６　携帯無線通信を行う基地局及び広帯域移動無線アクセスシステム（2,575MHzを超え2,595MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。以下同じ。）の基地局、携帯無線通信を行う基地局及び広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合その中継を行う無線局の装置の工事設計の全部又は一部分について変更する場合（装置の全部又は一部分について変更の工事をする場合を含む。） ［表同左］ ［注　同左］ ［７～９　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第百七十三号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）を実施するため、平成三十年総務省告示第三百五十六号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年四月三日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>別表第１号　無線局の種別コード
第１　基本コード
<table><tr><th>項目</th><th>コード</th></tr><tr><td>［略］</td><td></td></tr><tr><td>基地局</td><td>ＦＢ</td></tr><tr><td>高高度基地局</td><td>ＦＨ</td></tr><tr><td>［略］</td><td></td></tr></table>［第２　略］</td><td>別表第１号　［同左］
第１　［同左］
<table><tr><th>項目</th><th>コード</th></tr><tr><td>［同左］</td><td></td></tr><tr><td>基地局</td><td>ＦＢ</td></tr><tr><td>［同左］</td><td></td></tr></table>［第２　同左］</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　表中の［　］の記載は注記である。</td></tr>
</table>

○総務省告示第百七十四号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九第一項第二号ロ及びハ並びに第五項第一号並びに別表第三号17(3)の規定に基づき、平成二十六年総務省告示第三百三十八号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、周波数分割複信方式を用いるもの及び時分割複信方式を用いるもののうち、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年四月三日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件 1　設備規則第四十九条の六の九第一項第二号ロの総務大臣が別に告示する隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。 (1)　基地局及び高高度基地局（以下「基地局等」という。）の送信装置 ［ア・イ　略］ (2)　陸上移動局の送信装置 ア　一の搬送波を送信する送信装置又は連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置 ［略］ (ア)　一ミリワットを〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値 ［表略］ 注1　チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあっては、通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。 ［2～5　略］ (イ)　搬送波の電力を〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値 ［表略］ 注1　チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあっては、通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。 ［2～6　略］ ［イ　略］ 2　設備規則第四十九条の六の九第一項第二号ハの総務大臣が別に告示する基地局等の送信装置の相互変調特性は、次のとおりとする。 ［(1)・(2)　略］ ［3　略］ 4　設備規則第四十九条の六の九第五項第一号の総務大臣が別に告示する周波数の範囲は、次の表の上欄に掲げる通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数を、通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔と同じチャネル間隔の陸上移動局の送信周波数帯域の上端及び下端から除いた範囲とする。 ［5　略］	一　［同上］ 1　［同上］ (1)　基地局の送信装置 ［ア・イ　同上］ (2)　［同上］ ア　［同上］ ［同上］ (ア)　［同上］ ［表同上］ 注1　チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあっては、通信の相手方となる基地局のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。 ［2～5　同上］ (イ)　［同上］ ［表同上］ 注1　チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあっては、通信の相手方となる基地局のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。 ［2～6　同上］ ［イ　同上］ 2　設備規則第四十九条の六の九第一項第二号ハの総務大臣が別に告示する基地局の送信装置の相互変調特性は、次のとおりとする。 ［(1)・(2)　同上］ ［3　同上］ 4　設備規則第四十九条の六の九第五項第一号の総務大臣が別に告示する周波数の範囲は、次の表の上欄に掲げる通信の相手方となる基地局のチャネル間隔に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数を、通信の相手方となる基地局のチャネル間隔と同じチャネル間隔の陸上移動局の送信周波数帯域の上端及び下端から除いた範囲とする。 ［5　同上］

通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔（MHz）	周波数（MHz）
［略］	

通信の相手方となる基地局のチャネル間隔（MHz）	周波数（MHz）
［同上］	

6　設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1)　基地局等の送信装置

チャネル間隔	離調周波数	不要発射の強度の許容値
［略］		
五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHz	［略］	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dBm以下の値。ただし、離調周波数が一〇・五MHz以上の場合において、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する基地局等にあっては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dBm以下の値とする。
	［略］	
	一〇・〇五MHz以上	

注1　基地局等が使用する周波数帯（七七〇MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数帯をいう。ただし高高度基地局にあっては二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数帯に限る。以下この項において同じ。）の端から一〇MHz未満の周波数帯に限り適用する。

［2～4　略］

(2)　陸上移動局の送信装置

ア　一の搬送波を送信する送信装置又は連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

［表略］

注1　チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあっては、通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。

［2・3　略］

［イ　略］

7　設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

［(1)　略］

(2)　高高度基地局の送信装置

6　［同上］

(1)　基地局の送信装置

チャネル間隔	離調周波数	不要発射の強度の許容値
［同上］		
五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHz	［同上］	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dBm以下の値。ただし、離調周波数が一〇・五MHz以上の場合において、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する基地局にあっては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dBm以下の値とする。
	［同上］	
	一〇・〇五MHz以上	

注1　基地局が使用する周波数帯（七七〇MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数帯をいう。以下この項において同じ。）の端から一〇MHz未満の周波数帯に限り適用する。

［2～4　同上］

(2)

［同上］

ア　［同上］

［表同上］

注1　チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあっては、通信の相手方となる基地局のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。

［2・3　同上］

［イ　同上］

7　［同上］

［(1)　同上］

［新設］

(3)　陸上移動局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
［略］	
四七〇MHz以上七一〇MHz以下	1　七一五MHzを超え七一八MHz以下又は七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を使用するもの（チャネル間隔が三MHz、一五MHz及び二〇MHzのものを除く。） （一）二六・二dBm以下の値 任意の六MHzの帯域幅における平均電力が三MHz以上一五MHz未満の場合にあっては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）の値から一五MHz以上の場合にあっては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）の値から一五MHzを超えて増加する割合に応じて増加する値 2　略
［略］	

注　1　九kHz以上四七〇MHz未満、七一〇MHzを超え七七〇MHz未満、八〇三MHzを超え八六〇MHz未満、九一〇MHzを超え九一五MHz未満、九二五MHzを超え九四五MHz未満、九四七MHzを超え九四九MHz未満、九五一MHzを超え九五三MHz未満、九五五MHzを超え九五七MHz未満、九六〇MHzを超え九六二MHz未満、九七〇MHzを超え九七二MHz未満、九七四MHzを超え九七六MHz未満、九七七MHzを超え九七九MHz未満、九八一MHzを超え九八三MHz未満、九八五MHzを超え九八七MHz未満、九八八MHzを超え九九〇MHz未満、九九二MHzを超え九九四MHz未満、九九六MHzを超え九九八MHz未満、九九九MHzを超え一〇〇一MHz未満、一〇〇三MHzを超え一〇〇五MHz未満、一〇〇七MHzを超え一〇〇九MHz未満、一〇一一MHzを超え一〇一三MHz未満、一〇一五MHzを超え一〇一七MHz未満、一〇一九MHzを超え一〇二一MHz未満、一〇二三MHzを超え一〇二五MHz未満、一〇二七MHzを超え一〇二九MHz未満、一〇三一MHzを超え一〇三三MHz未満、一〇三五MHzを超え一〇三七MHz未満、一〇三九MHzを超え一〇四一MHz未満、一〇四三MHzを超え一〇四五MHz未満、一〇四七MHzを超え一〇四九MHz未満、一〇五一MHzを超え一〇五三MHz未満、一〇五五MHzを超え一〇五七MHz未満、一〇五九MHzを超え一〇六一MHz未満、一〇六三MHzを超え一〇六五MHz未満、一〇六七MHzを超え一〇六九MHz未満、一〇七一MHzを超え一〇七三MHz未満、一〇七五MHzを超え一〇七七MHz未満、一〇七九MHzを超え一〇八一MHz未満、一〇八三MHzを超え一〇八五MHz未満、一〇八七MHzを超え一〇八九MHz未満、一〇九一MHzを超え一〇九三MHz未満、一〇九五MHzを超え一〇九七MHz未満、一〇九九MHzを超え一一〇一MHz未満、一一〇三MHzを超え一一〇五MHz未満、一一〇七MHzを超え一一〇九MHz未満、一一一一MHzを超え一一一三MHz未満、一一一五MHzを超え一一一七MHz未満、一一一九MHzを超え一一二一MHz未満、一一二三MHzを超え一一二五MHz未満、一一二七MHzを超え一一二九MHz未満、一一三一MHzを超え一一三三MHz未満、一一三五MHzを超え一一三七MHz未満、一一三九MHzを超え一一四一MHz未満、一一四三MHzを超え一一四五MHz未満、一一四七MHzを超え一一四九MHz未満、一一五一MHzを超え一一五三MHz未満、一一五五MHzを超え一一五七MHz未満、一一五九MHzを超え一一六一MHz未満、一一六三MHzを超え一一六五MHz未満、一一六七MHzを超え一一六九MHz未満、一一七一MHzを超え一一七三MHz未満、一一七五MHzを超え一一七七MHz未満、一一七九MHzを超え一一八一MHz未満、一一八三MHzを超え一一八五MHz未満、一一八七MHzを超え一一八九MHz未満、一一九一MHzを超え一一九三MHz未満、一一九五MHzを超え一一九七MHz未満、一一九九MHzを超え一二〇一MHz未満、一二〇三MHzを超え一二〇五MHz未満、一二〇七MHzを超え一二〇九MHz未満、一二一一MHzを超え一二一三MHz未満、一二一五MHzを超え一二一七MHz未満、一二一九MHzを超え一二二一MHz未満、一二二三MHzを超え一二二五MHz未満、一二二七MHzを超え一二二九MHz未満、一二三一MHzを超え一二三三MHz未満、一二三五MHzを超え一二三七MHz未満、一二三九MHzを超え一二四一MHz未満、一二四三MHzを超え一二四五MHz未満、一二四七MHzを超え一二四九MHz未満、一二五一MHzを超え一二五三MHz未満、一二五五MHzを超え一二五七MHz未満、一二五九MHzを超え一二六一MHz未満、一二六三MHzを超え一二六五MHz未満、一二六七MHzを超え一二六九MHz未満、一二七一MHzを超え一二七三MHz未満、一二七五MHzを超え一二七七MHz未満、一二七九MHzを超え一二八一MHz未満、一二八三MHzを超え一二八五MHz未満、一二八七MHzを超え一二八九MHz未満、一二九一MHzを超え一二九三MHz未満、一二九五MHzを超え一二九七MHz未満、一二九九MHzを超え一三〇一MHz未満、一三〇三MHzを超え一三〇五MHz未満、一三〇七MHzを超え一三〇九MHz未満、一三一一MHzを超え一三一三MHz未満、一三一五MHzを超え一三一七MHz未満、一三一九MHzを超え一三二一MHz未満、一三二三MHzを超え一三二五MHz未満、一三二七MHzを超え一三二九MHz未満、一三三一MHzを超え一三三三MHz未満、一三三五MHzを超え一三三七MHz未満、一三三九MHzを超え一三四一MHz未満、一三四三MHzを超え一三四五MHz未満、一三四七MHzを超え一三四九MHz未満、一三五一MHzを超え一三五三MHz未満、一三五五MHzを超え一三五七MHz未満、一三五九MHzを超え一三六一MHz未満、一三六三MHzを超え一三六五MHz未満、一三六七MHzを超え一三六九MHz未満、一三七一MHzを超え一三七三MHz未満、一三七五MHzを超え一三七七MHz未満、一三七九MHzを超え一三八一MHz未満、一三八三MHzを超え一三八五MHz未満、一三八七MHzを超え一三八九MHz未満、一三九一MHzを超え一三九三MHz未満、一三九五MHzを超え一三九七MHz未満、一三九九MHzを超え一四〇一MHz未満、一四〇三MHzを超え一四〇五MHz未満、一四〇七MHzを超え一四〇九MHz未満、一四一一MHzを超え一四一三MHz未満、一四一五MHzを超え一四一七MHz未満、一四一九MHzを超え一四二一MHz未満、一四二三MHzを超え一四二五MHz未満、一四二七MHzを超え一四二九MHz未満、一四三一MHzを超え一四三三MHz未満、一四三五MHzを超え一四三七MHz未満、一四三九MHzを超え一四四一MHz未満、一四四三MHzを超え一四四五MHz未満、一四四七MHzを超え一四四九MHz未満、一四五一MHzを超え一四五三MHz未満、一四五五MHzを超え一四五七MHz未満、一四五九MHzを超え一四六一MHz未満、一四六三MHzを超え一四六五MHz未満、一四六七MHzを超え一四六九MHz未満、一四七一MHzを超え一四七三MHz未満、一四七五MHzを超え一四七七MHz未満、一四七九MHzを超え一四八一MHz未満、一四八三MHzを超え一四八五MHz未満、一四八七MHzを超え一四八九MHz未満、一四九一MHzを超え一四九三MHz未満、一四九五MHzを超え一四九七MHz未満、一四九九MHzを超え一五〇一MHz未満、一五〇三MHzを超え一五〇五MHz未満、一五〇七MHzを超え一五〇九MHz未満、一五一一MHzを超え一五一三MHz未満、一五一五MHzを超え一五一七MHz未満、一五一九MHzを超え一五二一MHz未満、一五二三MHzを超え一五二五MHz未満、一五二七MHzを超え一五二九MHz未満、一五三一MHzを超え一五三三MHz未満、一五三五MHzを超え一五三七MHz未満、一五三九MHzを超え一五四一MHz未満、一五四三MHzを超え一五四五MHz未満、一五四七MHzを超え一五四九MHz未満、一五五一MHzを超え一五五三MHz未満、一五五五MHzを超え一五五七MHz未満、一五五九MHzを超え一五六一MHz未満、一五六三MHzを超え一五六五MHz未満、一五六七MHzを超え一五六九MHz未満、一五七一MHzを超え一五七三MHz未満、一五七五MHzを超え一五七七MHz未満、一五七九MHzを超え一五八一MHz未満、一五八三MHzを超え一五八五MHz未満、一五八七MHzを超え一五八九MHz未満、一五九一MHzを超え一五九三MHz未満、一五九五MHzを超え一五九七MHz未満、一五九九MHzを超え一六〇一MHz未満、一六〇三MHzを超え一六〇五MHz未満、一六〇七MHzを超え一六〇九MHz未満、一六一一MHzを超え一六一三MHz未満、一六一五MHzを超え一六一七MHz未満、一六一九MHzを超え一六二一MHz未満、一六二三MHzを超え一六二五MHz未満、一六二七MHzを超え一六二九MHz未満、一六三一MHzを超え一六三三MHz未満、一六三五MHzを超え一六三七MHz未満、一六三九MHzを超え一六四一MHz未満、一六四三MHzを超え一六四五MHz未満、一六四七MHzを超え一六四九MHz未満、一六五一MHzを超え一六五三MHz未満、一六五五MHzを超え一六五七MHz未満、一六五九MHzを超え一六六一MHz未満、一六六三MHzを超え一六六五MHz未満、一六六七MHzを超え一六六九MHz未満、一六七一MHzを超え一六七三MHz未満、一六七五MHzを超え一六七七MHz未満、一六七九MHzを超え一六八一MHz未満、一六八三MHzを超え一六八五MHz未満、一六八七MHzを超え一六八九MHz未満、一六九一MHzを超え一六九三MHz未満、一六九五MHzを超え一六九七MHz未満、一六九九MHzを超え一七〇一MHz未満、一七〇三MHzを超え一七〇五MHz未満、一七〇七MHzを超え一七〇九MHz未満、一七一一MHzを超え一七一三MHz未満、一七一五MHzを超え一七一七MHz未満、一七一九MHzを超え一七二一MHz未満、一七二三MHzを超え一七二五MHz未満、一七二七MHzを超え一七二九MHz未満、一七三一MHzを超え一七三三MHz未満、一七三五MHzを超え一七三七MHz未満、一七三九MHzを超え一七四一MHz未満、一七四三MHzを超え一七四五MHz未満、一七四七MHzを超え一七四九MHz未満、一七五一MHzを超え一七五三MHz未満、一七五五MHzを超え一七五七MHz未満、一七五九MHzを超え一七六一MHz未満、一七六三MHzを超え一七六五MHz未満、一七六七MHzを超え一七六九MHz未満、一七七一MHzを超え一七七三MHz未満、一七七五MHzを超え一七七七MHz未満、一七七九MHzを超え一七八一MHz未満、一七八三MHzを超え一七八五MHz未満、一七八七MHzを超え一七八九MHz未満、一七九一MHzを超え一七九三MHz未満、一七九五MHzを超え一七九七MHz未満、一七九九MHzを超え一八〇一MHz未満、一八〇三MHzを超え一八〇五MHz未満、一八〇七MHzを超え一八〇九MHz未満、一八一一MHzを超え一八一三MHz未満、一八一五MHzを超え一八一七MHz未満、一八一九MHzを超え一八二一MHz未満、一八二三MHzを超え一八二五MHz未満、一八二七MHzを超え一八二九MHz未満、一八三一MHzを超え一八三三MHz未満、一八三五MHzを超え一八三七MHz未満、一八三九MHzを超え一八四一MHz未満、一八四三MHzを超え一八四五MHz未満、一八四七MHzを超え一八四九MHz未満、一八五一MHzを超え一八五三MHz未満、一八五五MHzを超え一八五七MHz未満、一八五九MHzを超え一八六一MHz未満、一八六三MHzを超え一八六五MHz未満、一八六七MHzを超え一八六九MHz未満、一八七一MHzを超え一八七三MHz未満、一八七五MHzを超え一八七七MHz未満、一八七九MHzを超え一八八一MHz未満、一八八三MHzを超え一八八五MHz未満、一八八七MHzを超え一八八九MHz未満、一八九一MHzを超え一八九三MHz未満、一八九五MHzを超え一八九七MHz未満、一八九九MHzを超え一九〇一MHz未満、一九〇三MHzを超え一九〇五MHz未満、一九〇七MHzを超え一九〇九MHz未満、一九一一MHzを超え一九一三MHz未満、一九一五MHzを超え一九一七MHz未満、一九一九MHzを超え一九二一MHz未満、一九二三MHzを超え一九二五MHz未満、一九二七MHzを超え一九二九MHz未満、一九三一MHzを超え一九三三MHz未満、一九三五MHzを超え一九三七MHz未満、一九三九MHzを超え一九四一MHz未満、一九四三MHzを超え一九四五MHz未満、一九四七MHzを超え一九四九MHz未満、一九五一MHzを超え一九五三MHz未満、一九五五MHzを超え一九五七MHz未満、一九五九MHzを超え一九六一MHz未満、一九六三MHzを超え一九六五MHz未満、一九六七MHzを超え一九六九MHz未満、一九七一MHzを超え一九七三MHz未満、一九七五MHzを超え一九七七MHz未満、一九七九MHzを超え一九八一MHz未満、一九八三MHzを超え一九八五MHz未満、一九八七MHzを超え一九八九MHz未満、一九九一MHzを超え一九九三MHz未満、一九九五MHzを超え一九九七MHz未満、一九九九MHzを超え二〇〇一MHz未満、二〇〇三MHzを超え二〇〇五MHz未満、二〇〇七MHzを超え二〇〇九MHz未満、二〇一一MHzを超え二〇一三MHz未満、二〇一五MHzを超え二〇一七MHz未満、二〇一九MHzを超え二〇二一MHz未満、二〇二三MHzを超え二〇二五MHz未満、二〇二七MHzを超え二〇二九MHz未満、二〇三一MHzを超え二〇三三MHz未満、二〇三五MHzを超え二〇三七MHz未満、二〇三九MHzを超え二〇四一MHz未満、二〇四三MHzを超え二〇四五MHz未満、二〇四七MHzを超え二〇四九MHz未満、二〇五一MHzを超え二〇五三MHz未満、二〇五五MHzを超え二〇五七MHz未満、二〇五九MHzを超え二〇六一MHz未満、二〇六三MHzを超え二〇六五MHz未満、二〇六七MHzを超え二〇六九MHz未満、二〇七一MHzを超え二〇七三MHz未満、二〇七五MHzを超え二〇七七MHz未満、二〇七九MHzを超え二〇八一MHz未満、二〇八三MHzを超え二〇八五MHz未満、二〇八七MHzを超え二〇八九MHz未満、二〇九一MHzを超え二〇九三MHz未満、二〇九五MHzを超え二〇九七MHz未満、二〇九九MHzを超え二一〇一MHz未満、二一〇三MHzを超え二一〇五MHz未満、二一〇七MHzを超え二一〇九MHz未満、二一一一MHzを超え二一一三MHz未満、二一一五MHzを超え二一一七MHz未満、二一一九MHzを超え二一二一MHz未満、二一二三MHzを超え二一二五MHz未満、二一二七MHzを超え二一二九MHz未満、二一三一MHzを超え二一三三MHz未満、二一三五MHzを超え二一三七MHz未満、二一三九MHzを超え二一四一MHz未満、二一四三MHzを超え二一四五MHz未満、二一四七MHzを超え二一四九MHz未満、二一五一MHzを超え二一五三MHz未満、二一五五MHzを超え二一五七MHz未満、二一五九MHzを超え二一六一MHz未満、二一六三MHzを超え二一六五MHz未満、二一六七MHzを超え二一六九MHz未満、二一七一MHzを超え二一七三MHz未満、二一七五MHzを超え二一七七MHz未満、二一七九MHzを超え二一八一MHz未満、二一八三MHzを超え二一八五MHz未満、二一八七MHzを超え二一八九MHz未満、二一九一MHzを超え二一九三MHz未満、二一九五MHzを超え二一九七MHz未満、二一九九MHzを超え二二〇一MHz未満、二二〇三MHzを超え二二〇五MHz未満、二二〇七MHzを超え二二〇九MHz未満、二二一一MHzを超え二二一三MHz未満、二二一五MHzを超え二二一七MHz未満、二二一九MHzを超え二二二一MHz未満、二二二三MHzを超え二二二五MHz未満、二二二七MHzを超え二二二九MHz未満、二二三一MHzを超え二二三三MHz未満、二二三五MHzを超え二二三七MHz未満、二二三九MHzを超え二二四一MHz未満、二二四三MHzを超え二二四五MHz未満、二二四七MHzを超え二二四九MHz未満、二二五一MHzを超え二二五三MHz未満、二二五五MHzを超え二二五七MHz未満、二二五九MHzを超え二二六一MHz未満、二二六三MHzを超え二二六五MHz未満、二二六七MHzを超え二二六九MHz未満、二二七一MHzを超え二二七三MHz未満、二二七五MHzを超え二二七七MHz未満、二二七九MHzを超え二二八一MHz未満、二二八三MHzを超え二二八五MHz未満、二二八七MHzを超え二二八九MHz未満、二二九一MHzを超え二二九三MHz未満、二二九五MHzを超え二二九七MHz未満、二二九九MHzを超え二三〇一MHz未満、二三〇三MHzを超え二三〇五MHz未満、二三〇七MHzを超え二三〇九MHz未満、二三一一MHzを超え二三一三MHz未満、二三一五MHzを超え二三一七MHz未満、二三一九MHzを超え二三二一MHz未満、二三二三MHzを超え二三二五MHz未満、二三二七MHzを超え二三二九MHz未満、二三三一MHzを超え二三三三MHz未満、二三三五MHzを超え二三三七MHz未満、二三三九MHzを超え二三四一MHz未満、二三四三MHzを超え二三四五MHz未満、二三四七MHzを超え二三四九MHz未満、二三五一MHzを超え二三五三MHz未満、二三五五MHzを超え二三五七MHz未満、二三五九MHzを超え二三六一MHz未満、二三六三MHzを超え二三六五MHz未満、二三六七MHzを超え二三六九MHz未満、二三七一MHzを超え二三七三MHz未満、二三七五MHzを超え二三七七MHz未満、二三七九MHzを超え二三八一MHz未満、二三八三MHzを超え二三八五MHz未満、二三八七MHzを超え二三八九MHz未満、二三九一MHzを超え二三九三MHz未満、二三九五MHzを超え二三九七MHz未満、二三九九MHzを超え二四〇一MHz未満、二四〇三MHzを超え二四〇五MHz未満、二四〇七MHzを超え二四〇九MHz未満、二四一一MHzを超え二四一三MHz未満、二四一五MHzを超え二四一七MHz未満、二四一九MHzを超え二四二一MHz未満、二四二三MHzを超え二四二五MHz未満、二四二七MHzを超え二四二九MHz未満、二四三一MHzを超え二四三三MHz未満、二四三五MHzを超え二四三七MHz未満、二四三九MHzを超え二四四一MHz未満、二四四三MHzを超え二四四五MHz未満、二四四七MHzを超え二四四九MHz未満、二四五一MHzを超え二四五三MHz未満、二四五五MHzを超え二四五七MHz未満、二四五九MHzを超え二四六一MHz未満、二四六三MHzを超え二四六五MHz未満、二四六七MHzを超え二四六九MHz未満、二四七一MHzを超え二四七三MHz未満、二四七五MHzを超え二四七七MHz未満、二四七九MHzを超え二四八一MHz未満、二四八三MHzを超え二四八五MHz未満、二四八七MHzを超え二四八九MHz未満、二四九一MHzを超え二四九三MHz未満、二四九五MHzを超え二四九七MHz未満、二四九九MHzを超え二五〇一MHz未満、二五〇三MHzを超え二五〇五MHz未満、二五〇七MHzを超え二五〇九MHz未満、二五一一MHzを超え二五一三MHz未満、二五一五MHzを超え二五一七MHz未満、二五一九MHzを超え二五二一MHz未満、二五二三MHzを超え二五二五MHz未満、二五二七MHzを超え二五二九MHz未満、二五三一MHzを超え二五三三MHz未満、二五三五MHzを超え二五三七MHz未満、二五三九MHzを超え二五四一MHz未満、二五四三MHzを超え二五四五MHz未満、二五四七MHzを超え二五四九MHz未満、二五五一MHzを超え二五五三MHz未満、二五五五MHzを超え二五五七MHz未満、二五五九MHzを超え二五六一MHz未満、二五六三MHzを超え二五六五MHz未満、二五六七MHzを超え二五六九MHz未満、二五七一MHzを超え二五七三MHz未満、二五七五MHzを超え二五七七MHz未満、二五七九MHzを超え二五八一MHz未満、二五八三MHzを超え二五八五MHz未満、二五八七MHzを超え二五八九MHz未満、二五九一MHzを超え二五九三MHz未満、二五九五MHzを超え二五九七MHz未満、二五九九MHzを超え二六〇一MHz未満、二六〇三MHzを超え二六〇五MHz未満、二六〇七MHzを超え二六〇九MHz未満、二六一一MHzを超え二六一三MHz未満、二六一五MHzを超え二六一七MHz未満、二六一九MHzを超え二六二一MHz未満、二六二三MHzを超え二六二五MHz未満、二六二七MHzを超え二六二九MHz未満、二六三一MHzを超え二六三三MHz未満、二六三五MHzを超え二六三七MHz未満、二六三九MHzを超え二六四一MHz未満、二六四三MHzを超え二六四五MHz未満、二六四七MHzを超え二六四九MHz未満、二六五一MHzを超え二六五三MHz未満、二六五五MHzを超え二六五七MHz未満、二六五九MHzを超え二六六一MHz未満、二六六三MHzを超え二六六五MHz未満、二六六七MHzを超え二六六九MHz未満、二六七一MHzを超え二六七三MHz未満、二六七五MHzを超え二六七七MHz未満、二六七九MHzを超え二六八一MHz未満、二六八三MHzを超え二六八五MHz未満、二六八七MHzを超え二六八九MHz未満、二六九一MHzを超え二六九三MHz未満、二六九五MHzを超え二六九七MHz未満、二六九九MHzを超え二七〇一MHz未満、二七〇三MHzを超え二七〇五MHz未満、二七〇七MHzを超え二七〇九MHz未満、二七一一MHzを超え二七一三MHz未満、二七一五MHzを超え二七一七MHz未満、二七一九MHzを超え二七二一MHz未満、二七二三MHzを超え二七二五MHz未満、二七二七MHzを超え二七二九MHz未満、二七三一MHzを超え二七三三MHz未満、二七三五MHzを超え二七三七MHz未満、二七三九MHzを超え二七四一MHz未満、二七四三MHzを超え二七四五MHz未満、二七四七MHzを超え二七四九MHz未満、二七五一MHzを超え二七五三MHz未満、二七五五MHzを超え二七五七MHz未満、二七五九MHzを超え二七六一MHz未満、二七六三MHzを超え二七六五MHz未満、二七六七MHzを超え二七六九MHz未満、二七七一MHzを超え二七七三MHz未満、二七七五MHzを超え二七七七MHz未満、二七七九MHzを超え二七八一MHz未満、二七八三MHzを超え二七八五MHz未満、二七八七MHzを超え二七八九MHz未満、二七九一MHzを超え二七九三MHz未満、二七九五MHzを超え二七九七MHz未満、二七九九MHzを超え二八〇一MHz未満、二八〇三MHzを超え二八〇五MHz未満、二八〇七MHzを超え二八〇九MHz未満、二八一一MHzを超え二八一三MHz未満、二八一五MHzを超え二八一七MHz未満、二八一九MHzを超え二八二一MHz未満、二八二三MHzを超え二八二五MHz未満、二八二七MHzを超え二八二九MHz未満、二八三一MHzを超え二八三三MHz未満、二八三五MHzを超え二八三七MHz未満、二八三九MHzを超え二八四一MHz未満、二八四三MHzを超え二八四五MHz未満、二八四七MHzを超え二八四九MHz未満、二八五一MHzを超え二八五三MHz未満、二八五五MHzを超え二八五七MHz未満、二八五九MHzを超え二八六一MHz未満、二八六三MHzを超え二八六五MHz未満、二八六七MHzを超え二八六九MHz未満、二八七一MHzを超え二八七三MHz未満、二八七五MHzを超え二八七七MHz未満、二八七九MHzを超え二八八一MHz未満、二八八三MHzを超え二八八五MHz未満、二八八七MHzを超え二八八九MHz未満、二八九一MHzを超え二八九三MHz未満、二八九五MHzを超え二八九七MHz未満、二八九九MHzを超え二九〇一MHz未満、二九〇三MHzを超え二九〇五MHz未満、二九〇七MHzを超え二九〇九MHz未満、二九一一MHzを超え二九一三MHz未満、二九一五MHzを超え二九一七MHz未満、二九一九MHzを超え二九二一MHz未満、二九二三MHzを超え二九二五MHz未満、二九二七MHzを超え二九二九MHz未満、二九三一MHzを超え二九三三MHz未満、二九三五MHzを超え二九三七MHz未満、二九三九MHzを超え二九四一MHz未満、二九四三MHzを超え二九四五MHz未満、二九四七MHzを超え二九四九MHz未満、二九五一MHzを超え二九五三MHz未満、二九五五MHzを超え二九五七MHz未満、二九五九MHzを超え二九六一MHz未満、二九六三MHzを超え二九六五MHz未満、二九六七MHzを超え二九六九MHz未満、二九七一MHzを超え二九七三MHz未満、二九七五MHzを超え二九七七MHz未満、二九七九MHzを超え二九八一MHz未満、二九八三MHzを超え二九八五MHz未満、二九八七MHzを超え二九八九MHz未満、二九九一MHzを超え二九九三MHz未満、二九九五MHzを超え二九九七MHz未満、二九九九MHzを超え三〇〇一MHz未満、三〇〇三MHzを超え三〇〇五MHz未満、三〇〇七MHzを超え三〇〇九MHz未満、三〇一一MHzを超え三〇一三MHz未満、三〇一五MHzを超え三〇一七MHz未満、三〇一九MHzを超え三〇二一MHz未満、三〇二三MHzを超え三〇二五MHz未満、三〇二七MHzを超え三〇二九MHz未満、三〇三一MHzを超え三〇三三MHz未満、三〇三五MHzを超え三〇三七MHz未満、三〇三九MHzを超え三〇四一MHz未満、三〇四三MHzを超え三〇四五MHz未満、三〇四七MHzを超え三〇四九MHz未満、三〇五一MHzを超え三〇五三MHz未満、三〇五五MHzを超え三〇五七MHz未満、三〇五九MHzを超え三〇六一MHz未満、三〇六三MHzを超え三〇六五MHz未満、三〇六七MHzを超え三〇六九MHz未満、三〇七一MHzを超え三〇七三MHz未満、三〇七五MHzを超え三〇七七MHz未満、三〇七九MHzを超え三〇八一MHz未満、三〇八三MHzを超え三〇八五MHz未満、三〇八七MHzを超え三〇八九MHz未満、三〇九一MHzを超え三〇九三MHz未満、三〇九五MHzを超え三〇九七MHz未満、三〇九九MHzを超え三一〇一MHz未満、三一〇三MHzを超え三一〇五MHz未満、三一〇七MHzを超え三一〇九MHz未満、三一一一MHzを超え三一一三MHz未満、三一一五MHzを超え三一一七MHz未満、三一一九MHzを超え三一二一MHz未満、三一二三MHzを超え三一二五MHz未満、三一二七MHzを超え三一二九MHz未満、三一三一MHzを超え三一三三MHz未満、三一三五MHzを超え三一三七MHz未満、三一三九MHzを超え三一四一MHz未満、三一四三MHzを超え三一四五MHz未満、三一四七MHzを超え三一四九MHz未満、三一五一MHzを超え三一五三MHz未満、三一五五MHzを超え三一五七MHz未満、三一五九MHzを超え三一六一MHz未満、三一六三MHzを超え三一六五MHz未満、三一六七MHzを超え三一六九MHz未満、三一七一MHzを超え三一七三MHz未満、三一七五MHzを超え三一七七MHz未満、三一七九MHzを超え三一八一MHz未満、三一八三MHzを超え三一八五MHz未満、三一八七MHzを超え三一八九MHz未満、三一九一MHzを超え三一九三MHz未満、三一九五MHzを超え三一九七MHz未満、三一九九MHzを超え三二〇一MHz未満、三二〇三MHzを超え三二〇五MHz未満、三二〇七MHzを超え三二〇九MHz未満、三二一一MHzを超え三二一三MHz未満、三二一五MHzを超え三二一七MHz未満、三二一九MHzを超え三二二一MHz未満、三二二三MHzを超え三二二五MHz未満、三二二七MHzを超え三二二九MHz未満、三二三一MHzを超え三二三三MHz未満、三二三五MHzを超え三二三七MHz未満、三二三九MHzを超え三二四一MHz未満、三二四三MHzを超え三二四五MHz未満、三二四七MHzを超え三二四九MHz未満、三二五一MHzを超え三二五三MHz未満、三二五五MHzを超え三二五七MHz未満、三二五九MHzを超え三二六一MHz未満、三二六三MHzを超え三二六五MHz未満、三二六七MHzを超え三二六九MHz未満、三二七一MHzを超え三二七三MHz未満、三二七五MHzを超え三二七七MHz未満、三二七九MHzを超え三二八一MHz未満、三二八三MHzを超え三二八五MHz未満、三二八七MHzを超え三二八九MHz未満、三二九一MHzを超え三二九三MHz未満、三二九五MHzを超え三二九七MHz未満、三二九九MHzを超え三三〇一MHz未満、三三〇三MHzを超え三三〇五MHz未満、三三〇七MHzを超え三三〇九MHz未満、三三一一MHzを超え三三一三MHz未満、三三一五MHzを超え三三一七MHz未満、三三一九MHzを超え三三二一MHz未満、三三二三MHzを超え三三二五MHz未満、三三二七MHzを超え三三二九MHz未満、三三三一MHzを超え三三三三MHz未満、三三三五MHzを超え三三三七MHz未満、三三三九MHzを超え三三四一MHz未満、三三四三MHzを超え三三四五MHz未満、三三四七MHzを超え三三四九MHz未満、三三五一MHzを超え三三五三MHz未満、三三五五MHzを超え三三五七MHz未満、三三五九MHzを超え三三六一MHz未満、三三六三MHzを超え三三六五MHz未満、三三六七MHzを超え三三六九MHz未満、三三七一MHzを超え三三七三MHz未満、三三七五MHzを超え三三七七MHz未満、三三七九MHzを超え三三八一MHz未満、三三八三MHzを超え三三八五MHz未満、三三八七MHzを超え三三八九MHz未満、三三九一MHzを超え三三九三MHz未満、三三九五MHzを超え三三九七MHz未満、三三九九MHzを超え三四〇一MHz未満、三四〇三MHzを超え三四〇五MHz未満、三四〇七MHzを超え三四〇九MHz未満、三四一一MHzを超え三四一三MHz未満、三四一五MHzを超え三四一七MHz未満、三四一九MHzを超え三四二一MHz未満、三四二三MHzを超え三四二五MHz未満、三四二七MHzを超え三四二九MHz未満、三四三一MHzを超え三四三三MHz未満、三四三五MHzを超え三四三七MHz未満、三四三九MHzを超え三四四一MHz未満、三四四三MHzを超え三四四五MHz未満、三四四七MHzを超え三四四九MHz未満、三四五一MHzを超え三四五三MHz未満、三四五五MHzを超え三四五七MHz未満、三四五九MHzを超え三四六一MHz未満、三四六三MHzを超え三四六五MHz未満、三四六七MHzを超え三四六九MHz未満、三四七一MHzを超え三四七三MHz未満、三四七五MHzを超え三四七七MHz未満、三四七九MHzを超え三四八一MHz未満、三四八三MHzを超え三四八五MHz未満、三四八七MHzを超え三四八九MHz未満、三四九一MHzを超え三四九三MHz未満、三四九五MHzを超え三四九七MHz未満、三四九九MHzを超え三五〇一MHz未満、三五〇三MHzを超え三五〇五MHz未満、三五〇七MHzを超え三五〇九MHz未満、三五一一MHzを超え三五一三MHz未満、三五一五MHzを超え三五一七MHz未満、三五一九MHzを超え三五二一MHz未満、三五二三MHzを超え三五二五MHz未満、三五二七MHzを超え三五二九MHz未満、三五三一MHzを超え三五三三MHz未満、三五三五MHzを超え三五三七MHz未満、三五三九MHzを超え三五四一MHz未満、三五四三MHzを超え三五四五MHz未満、三五四七MHzを超え三五四九MHz未満、三五五一MHzを超え三五五三MHz未満、三五五五MHzを超え三五五七MHz未満、三五五九MHzを超え三五六一MHz未満、三五六三MHzを超え三五六五MHz未満、三五六七MHzを超え三五六九MHz未満、三五七一MHzを超え三五七三MHz未満、三五七五MHzを超え三五七七MHz未満、三五七九MHzを超え三五八一MHz未満、三五八三MHzを超え三五八五MHz未満、三五八七MHzを超え三五八九MHz未満、三五九一MHzを超え三五九三MHz未満、三五九五MHzを超え三五九七MHz未満、三五九九MHzを超え三六〇一MHz未満、三六〇三MHzを超え三六〇五MHz未満、三六〇七MHzを超え三六〇九MHz未満、三六一一MHzを超え三六一三MHz未満、三六一五MHzを超え三六一七MHz未満、三六一九MHzを超え三六二一MHz未満、三六二三MHzを超え三六二五MHz未満、三六二七MHzを超え三六二九MHz未満、三六三一MHzを超え三六三三MHz未満、三六三五MHzを超え三六三七MHz未満、三六三九MHzを超え三六四一MHz未満、三六四三MHzを超え三六四五MHz未満、三六四七MHzを超え三六四九MHz未満、三六五一MHzを超え三六五三MHz未満、三六五五MHzを超え三六五七MHz未満、三六五九MHzを超え三六六一MHz未満、三六六三MHzを超え三六六五MHz未満、三六六七MHzを超え三六六九MHz未満、三六七一MHzを超え三六七三MHz未満、三六七五MHzを超え三六七七MHz未満、三六七九MHzを超え三六八一MHz未満、三六八三MHzを超え三六八五MHz未満、三六八七MHzを超え三六八九MHz未満、三六九一MHzを超え三六九三MHz未満、三六九五MHzを超え三六九七MHz未満、三六九九MHzを超え三七〇一MHz未満、三七〇三MHzを超え三七〇五MHz未満、三七〇七MHzを超え三七〇九MHz未満、三七一一MHzを超え三七一三MHz未満、三七一五MHzを超え三七一七MHz未満、三七一九MHzを超え三七二一MHz未満、三七二三MHzを超え三七二五MHz未満、三七二七MHzを超え三七二九MHz未満、三七三一MHzを超え三七三三MHz未満、三七三五MHzを超え三七三七MHz未満、三七三九MHzを超え三七四一MHz未満、三七四三MHzを超え三七四五MHz未満、三七四七MHzを超え三七四九MHz未満、三七五一MHzを超え三七五三MHz未満、三七五五MHzを超え三七五七MHz未満、三七五九MHzを超え三七六一MHz未満、三七六三MHzを超え三七六五MHz未満、三七六七MHzを超え三七六九MHz未満、三七七一MHzを超え三七七三MHz未満、三七七五MHzを超え三七七七MHz未満、三七七九MHzを超え三七八一MHz未満、三七八三MHzを超え三七八五MHz未満、三七八七MHzを超え三七八九MHz未満、三七九一MHzを超え三七九三MHz未満、三七九五MHzを超え三七九七MHz未満、三七九九MHzを超え三八〇一MHz未満、三八〇三MHzを超え三八〇五MHz未満、三八〇七MHzを超え三八〇九MHz未満、三八一一MHzを超え三八一三MHz未満、三八一五MHzを超え三八一七MHz未満、三八一九MHzを超え三八二一MHz未満、三八二三MHzを超え三八二五MHz未満、三八二七MHzを超え三八二九MHz未満、三八三一MHzを超え三八三三MHz未満、三八三五MHzを超え三八三七MHz未満、三八三九MHzを超え三八四一MHz未満、三八四三MHzを超え三八四五MHz未満、三八四七MHzを超え三八四九MHz未満、三八五一MHzを超え三八五三MHz未満、三八五五MHzを超え三八五七MHz未満、三八五九MHzを超え三八六一MHz未満、三八六三MHzを超え三八六五MHz未満、三八六七MHzを超え三八六九MHz未満、三八七一MHzを超え三八七三MHz未満、三八七五MHzを超え三八七七MHz未満、三八七九MHzを超え三八八一MHz未満、三八八三MHzを超え三八八五MHz未満、三八八七MHzを超え三八八九MHz未満、三八九一MHzを超え三八九三MHz未満、三八九五MHzを超え三八九七MHz未満、三八九九MHzを超え三九〇一MHz未満、三九〇三MHzを超え三九〇五MHz未満、三九〇七MHzを超え三九〇九MHz未満、三九一一MHzを超え三九一三MHz未満、三九一五MHzを超え三九一七MHz未満、三九一九MHzを超え三九二一MHz未満、三九二三MHzを超え三九二五MHz未満、三九二七MHzを超え三九二九MHz未満、三九三一MHzを超え三九三三MHz未満、三九三五MHzを超え三九三七MHz未満、三九三九MHzを超え三九四一MHz未満、三九四三MHzを超え三九四五MHz未満、三九四七MHzを超え三九四九MHz未満、三九五一MHzを超え三九五三MHz未満、三九五五MHzを超え三九五七MHz未満、三九五九MHzを超え三九六一MHz未満、三九六三MHzを超え三九六五MHz未満、三九六七MHzを超え三九六九MHz未満、三九七一MHzを超え三九七三MHz未満、三九七五MHzを超え三九七七MHz未満、三九七九MHzを超え三九八一MHz未満、三九八三MHzを超え三九八五MHz未満、三九八七MHzを超え三九八九MHz未満、三九九一MHzを超え三九九三MHz未満、三九九五MHzを超え三九九七MHz未満、三九九九MHzを超え四〇〇一MHz未満、四〇〇三MHzを超え四〇〇五MHz未満、四〇〇七MHzを超

心周波数から二〇MHz以上、一五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五MHz以上、二〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から三五MHz以上、一・〇八MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては、通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの注1に規定する送信周波数帯域（チャネル間隔が一・〇八MHzのものを除く。）のチャネル間隔（一八〇kHzのものを除く。）ごとに、この表のそれぞれの送信周波数帯域（当該送信周波数帯域にチャネル間隔が一・〇八MHzの送信装置の占有周波数帯幅の許容値の周波数の範囲が含まれること。）の中心周波数から当該占有周波数以上となる周波数帯に限り、この表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。 ［2・3　略］	心周波数から二〇MHz以上、一五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五MHz以上、二〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から三五MHz以上、一・〇八MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては、通信の相手方となる基地局のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの注1に規定する送信周波数帯域（チャネル間隔が一・〇八MHzのものに限る。）ごとに、この表のそれぞれのチャネル間隔（一八〇kHzのものを除く。）の送信周波数帯域（当該送信周波数帯域にチャネル間隔が一・〇八MHzの送信装置の占有周波数帯幅の許容値の周波数の範囲が含まれること。）の中心周波数から当該占有周波数以上となる周波数帯に限り、この表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。 ［2・3　同上］
［二　略］	［二　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この告示の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している無線設備規則第四十九条の六の九に規定する陸上移動局の無線設備の条件については、この告示による改正後の平成二十六年総務省告示第三百三十八号第一項第七号(3)の表の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2　この告示の施行の際現に受けている無線設備規則第四十九条の六の九に規定する陸上移動局の無線設備に係る電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の二の二第一項の技術基準適合証明及び同法第三十八条の二十四第一項の工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この告示の施行後においても、なおその効力を有する。

3　この告示の施行の際現にされている無線設備規則第四十九条の六の九に規定する陸上移動局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、なお従前の例による。

4　前項の規定によりなお従前の例によることとされる審査により陸上移動局の無線設備が受けた技術基準適合証明等は、この告示の施行後においても、なおその効力を有する。

5　第二項及び前項の規定によりなお効力を有するとされた技術基準適合証明等により表示が付された無線設備については、当該技術基準適合証明等の工事設計に変更がない限りにおいて、この告示による改正後の平成二十六年総務省告示第三百三十八号第一項第七号(3)の表の規定の条件に適合するものとして、技術基準適合証明等を受けたものとみなす。

○総務省告示第百七十五号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の十三第一項第二号及び別表第三号17(3)の規定に基づき、令和二年総務省告示第二百五十一号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年四月三日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

一　送信装置の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。

1　基地局及び高高度基地局（以下「基地局等」という。）の送信装置

［(1)・(2)　略］

［2　略］

二　基地局等の送信装置の相互変調特性は、次に定めるとおりとする。

［1・2　略］

［三　略］

四　帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

1　基地局等の送信装置

［略］

［表略］

注1　基地局等が使用する周波数帯（七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え二、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数帯をいう。）の端から一〇MHz未満の周波数帯に限り適用する。

［2～4　略］

［2　略］

五　スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

［1　略］

2　高高度基地局の送信装置

次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kH未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一三dBm以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一三dBm以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一三dBm以下の値
一、〇〇〇MHz以上二二・七五GHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一三dBm以下の値

注1　高高度基地局が使用する周波数帯（二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数をいう。）の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。

改正前

一　［同上］

1　基地局の送信装置

［(1)・(2)　同上］

［2　同上］

二　基地局の送信装置の相互変調特性は、次に定めるとおりとする。

［1・2　同上］

［三　同上］

四　［同上］

1　基地局の送信装置

［同上］

［表同上］

注1　基地局が使用する周波数帯（七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え二、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数帯をいう。）の端から一〇MHz未満の周波数帯に限り適用する。

［2～4　同上］

［2　同上］

五　［同上］

［1　同上］

［新設］

2　複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあっては、各空中線端子において、この表の許容値を適用する。 3　複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあっては、当該複数の搬送波を送信した状態で、この表の許容値を適用する。 3　［略］	2　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○総務省告示第百七十六号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六第一項第二号及び第二項第五号並びに別表第三号17(1)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第四百五十三号（携帯無線通信の中継を行う無線局の送信装置の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年四月三日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。 1　陸上移動局の送信装置 ［(1)　略］ (2)　基地局対向器及び高高度基地局対向器（以下「基地局等対向器」という。）に係るもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあっては、この限りでない。） ［ア～ウ　略］ 2　陸上移動中継局の送信装置 ［(1)　略］ (2)　基地局又は高高度基地局（以下「基地局等」という。）と通信を行うもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあっては、この限りでない。） ［ア～ウ　略］ 二　隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、送信周波数帯域内についてはこの限りでない。 1　陸上移動局の送信装置 ［(1)　略］ (2)　基地局等対向器に係るもの ［ア～ウ　略］ 2　陸上移動中継局の送信装置 ［(1)　略］ (2)　基地局等と通信を行うもの ［ア～ウ　略］ 三　陸上移動局（再生中継方式（受信した電波を復調し、変調し、及び増幅して送信する中継方式をいう。）以外の中継方式のものに限る。）の基地局等対向器及び陸上移動局対向器の増幅度特性は、次のとおりとする。 ［1～3　略］	一　［同上］ 1　［同上］ ［(1)　同上］ (2)　基地局対向器に係るもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあっては、この限りでない。） ［ア～ウ　同上］ 2　［同上］ ［(1)　同上］ (2)　基地局と通信を行うもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあっては、この限りでない。） ［ア～ウ　同上］ 二　［同上］ 1　［同上］ ［(1)　同上］ (2)　基地局対向器に係るもの ［ア～ウ　同上］ 2　［同上］ ［(1)　同上］ (2)　基地局と通信を行うもの ［ア～ウ　同上］ 三　陸上移動局（再生中継方式（受信した電波を復調し、変調し、及び増幅して送信する中継方式をいう。）以外の中継方式のものに限る。）の基地局対向器及び陸上移動局対向器の増幅度特性は、次のとおりとする。 ［1～3　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第百七十七号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の八の二の三第二号ホの規定に基づき、平成二十九年総務省告示第二百九十四号（時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局又はＰＨＳの無線局に使用する無線設備の技術的条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年四月三日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
［二・二　略］ 三　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局に使用する無線設備の技術的条件は、次のとおりとする。 ［１～４　略］ ５　前項の規定にかかわらず、携帯無線通信、広帯域移動無線アクセスシステム及びローカル５Ｇの基地局、高高度基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局（中継により無線通信を行うものに限る。）と通信を行う時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機（ただし、キャリアグリゲーション技術を用いる場合を除く。）及び当該子機と通信を行う時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機については電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第九号に掲げるIMSIの指定を受けた電気通信事業者（当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供（二以上の段階にわたる卸電気通信役務の提供を含む。）を受ける電気通信事業者を含む。）が管理するもの又はローカル５Ｇの通信を行う者（ただし、電気通信事業者を除く。）が管理するものによることができるものとする。 ［６　略］ ［別表第一号～別表第三号　略］ ［別図第一号～別図第三号　略］	［二・二　同上］ 三　［同上］ ［１～４　同上］ ５　前項の規定にかかわらず、携帯無線通信、広帯域移動無線アクセスシステム及びローカル５Ｇの基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局（中継により無線通信を行うものに限る。）と通信を行う時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機（ただし、キャリアグリゲーション技術を用いる場合を除く。）及び当該子機と通信を行う時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機については電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第九号に掲げるIMSIの指定を受けた電気通信事業者（当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供（二以上の段階にわたる卸電気通信役務の提供を含む。）を受ける電気通信事業者を含む。）が管理するもの又はローカル５Ｇの通信を行う者（ただし、電気通信事業者を除く。）が管理するものによることができるものとする。 ［６　同上］ ［別表第一号～別表第三号　同上］ ［別図第一号～別図第三号　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第百七十八号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十八号（登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年四月三日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第１　無線局（船舶局、船舶地球局、携帯無線通信（設備規則第３条第１号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う基地局、高高度基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第３条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局、ローカル５Ｇ（設備規則第３条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局（設備規則第49条の23の８においてその無線設備の条件が定められているものに限る。以下同じ。）を除く。）の検査実施要領	第１　無線局（船舶局、船舶地球局、携帯無線通信（設備規則第３条第１号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第３条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局、ローカル５Ｇ（設備規則第３条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局（設備規則第49条の23の８においてその無線設備の条件が定められているものに限る。以下同じ。）を除く。）の検査実施要領
［１～３　略］	［１～３　同左］
［第２　略］	［第２　同左］
第３　携帯無線通信を行う基地局、高高度基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル５Ｇの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局の検査実施要領	第３　携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル５Ｇの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局の検査実施要領
［１・２　略］	［１・２　同左］
３　無線設備等	３　［同左］
［一・一の二　略］	［一・一の二　同左］
二　電気的特性	二　［同左］

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
１　周波数	１　基地局及び高高度基地局（以下「基地局等」という。）にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である基地局等の指定周波数から任意の１周波数を選定し、地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の１周波数を選定して測定する。 ［２　略］	［略］
２　スプリアス	１　基地局等にあっては送信装	［略］

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
１　［同左］	１　基地局にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である基地局の指定周波数から任意の１周波数を選定し、地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の１周波数を選定して測定する。 ［２　同左］	［同左］
２　［同左］	１　基地局にあっては送信装置	［同左］

発射の強度	置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である基地局等の指定周波数から任意の１周波数を選定し、地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の１周波数を選定して測定する。 ［２～４　略］			ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である基地局の指定周波数から任意の１周波数を選定し、地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の１周波数を選定して測定する。 ［２～４　同左］	
３　不要発射の強度	１　基地局等にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である基地局等の指定周波数から任意の１周波数を選定し、地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の１周波数を選定して測定する。 ［２～５　略］	［略］	３　［同左］	１　基地局にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である基地局の指定周波数から任意の１周波数を選定し、地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の１周波数を選定して測定する。 ［２～５　同左］	［同左］
［略］			［同左］		
５　空中線電力	１　基地局等にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通	［略］	５　［同左］	１　基地局にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信	［同左］

	信の相手方である基地局等の指定周波数から任意の１周波数を選定し、地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の１周波数を選定し中継利得を測定して換算する。 ［２・３　略］	
［略］		

［注１・注２　略］

注３　携帯無線通信（設備規則第３条第４号の５及び第４号の７に規定するものに限る。）を行う基地局等、広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の２に規定するものに限る。）の基地局及びローカル５Ｇの基地局の送信装置のうち、設備規則第１章第６節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けた適合表示無線設備であって、施行規則第43条の６第３項（同条第８項において準用する場合を含む。）の規定に基づき総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長から確認書の交付を受けた免許人に属する基地局等の無線設備（現に設備規則第９条の５に規定する外部参照信号に同期しているものに限る。）については、周波数及び空中線電力の測定を省略することができる。

［注４　略］

三　総合試験

検査を実施する無線局の無線設備が正常に動作し、当該無線局の目的が達成されるかどうかを総合的に判断するため、以下により実地に通信を行って、その通信の状況等を確認する。なお、無線設備の操作を行う場合は、当該無線局に選任された無線従事者が行うものとする。

総合試験の方法等	検査の成績
［略］	
2　携帯無線通信の基地局等及び陸上移動中継局にあっては、任意の１チャネルにおいて、実通話試験又はデータ通信試験及びハンドオフの確認を行う。	［略］
［略］	

［注　略］

	の相手方である基地局の指定周波数から任意の１周波数を選定し、地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の１周波数を選定し中継利得を測定して換算する。 ［２・３　同左］	
［同左］		

［注１・注２　同左］

注３　携帯無線通信（設備規則第３条第４号の５及び第４号の７に規定するものに限る。）を行う基地局、広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の２に規定するものに限る。）の基地局及びローカル５Ｇの基地局の送信装置のうち、設備規則第１章第６節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けた適合表示無線設備であって、施行規則第43条の６第３項（同条第８項において準用する場合を含む。）の規定に基づき総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長から確認書の交付を受けた免許人に属する基地局の無線設備（現に設備規則第９条の５に規定する外部参照信号に同期しているものに限る。）については、周波数及び空中線電力の測定を省略することができる。

［注４　同左］

三　［同左］

［同左］

総合試験の方法等	検査の成績
［同左］	
2　携帯無線通信の基地局及び陸上移動中継局にあっては、任意の１チャネルにおいて、実通話試験又はデータ通信試験及びハンドオフの確認を行う。	［同左］
［同左］	

［注　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第百七十九号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第二十条の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十九号（登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年四月三日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>［１・２　略］
３　無線設備等
［一・一の二　略］
二　電気的特性
<table><tr><th>点検の項目</th><th>具体的な点検の実施方法等</th></tr><tr><td>１　周波数</td><td>［ア～オ　略］
カ　アからオまでの規定にかかわらず、携帯無線通信（設備規則第３条第１号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う基地局、高高度基地局（以下「基地局等」という。）及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第３条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局、ローカル５Ｇ（設備規則第３条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局（設備規則第49条の23の８においてその無線設備の条件が定められているものに限る。以下同じ。）にあっては、次のとおりとする。
(ｱ)　基地局等にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である基地局等の指定周波数から任意の１周波数を選定して測定し、地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の１周波数を選定して測定する。
［(ｲ)　略］</td></tr><tr><td>２　スプリアス発射の強度</td><td>［ア～キ　略］
ク　アからキまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局等及び陸上移動中継局、広帯</td></tr></table></td><td>［１・２　同左］
３　［同左］
［一・一の二　同左］
二　［同左］
<table><tr><th>点検の項目</th><th>具体的な点検の実施方法等</th></tr><tr><td>１　［同左］</td><td>［ア～オ　同左］
カ　アからオまでの規定にかかわらず、携帯無線通信（設備規則第３条第１号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第３条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局、ローカル５Ｇ（設備規則第３条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局（設備規則第49条の23の８においてその無線設備の条件が定められているものに限る。以下同じ。）にあっては、次のとおりとする。
(ｱ)　基地局にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である基地局の指定周波数から任意の１周波数を選定して測定し、地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の１周波数を選定して測定する。
［(ｲ)　同左］</td></tr><tr><td>２　［同左］</td><td>［ア～キ　同左］
ク　アからキまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域</td></tr></table></td></tr>
</table>

		域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル５Ｇの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局にあっては、次のとおりとする。 ⑺　基地局等にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である基地局等の指定周波数から任意の１周波数を選定して測定し、地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の１周波数を選定して測定する。 ［(ｲ)～(ﾆ)　略］			移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル５Ｇの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局にあっては、次のとおりとする。 ⑺　基地局にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である基地局の指定周波数から任意の１周波数を選定して測定し、地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の１周波数を選定して測定する。 ［(ｲ)～(ﾆ)　同左］
3　不要発射の強度	［ア～キ　略］ ク　アからキまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局等及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル５Ｇの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局にあっては、次のとおりとする。 ⑺　基地局等にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である基地局等の指定周波数から任意の１周波数を選定して測定し、地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の１周波数を選定して測定する。 ［(ｲ)～(ｷ)　略］	3　［同左］	［ア～キ　同左］ ク　アからキまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル５Ｇの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局にあっては、次のとおりとする。 ⑺　基地局にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である基地局の指定周波数から任意の１周波数を選定して測定し、地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の１周波数を選定して測定する。 ［(ｲ)～(ｷ)　同左］
4　占有周波数帯幅	［ア・イ　略］ ウ　アの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局等及び陸上移動中継局、広帯域移動無線	4　［同左］	［ア・イ　同左］ ウ　アの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線ア

	アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル５Ｇの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局のうちトンネル内に設置された無線設備であって、直接測定を行うことが困難なものについては、空中線から輻射される電波を測定する。
5　空中線電力	［ア～サ　略］ シ　アからサまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局等及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル５Ｇの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局にあっては、次のとおりとする。 (ｱ)　基地局等にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である基地局等の指定周波数から任意の１周波数を選定して中継利得を測定して換算し、地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の１周波数を選定して中継利得を測定して換算する。 ［(ｲ)・(ｳ)　略］
［６～21　略］	

［注１～注３　略］

注４　携帯無線通信（設備規則第３条第４号の５及び第４号の７に規定するものに限る。）を行う基地局等、広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の２に規定するものに限る。）の基地局及びローカル５Ｇの基地局の送信装置のうち、設備規則第１章第６節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けた適合表示無線設備であって、施行規則第43条の６第３項（同条第８項において準用する場合を含む。）の規定に基づき総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長から確認書の交付を受けた免許人に属する基地局等の無線設備（現に設備規則第９条の５に規定する外部参照信号に同期しているものに限る。）については、周波数及び空中線電力の測定を省略することができる。

	クセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル５Ｇの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局のうちトンネル内に設置された無線設備であって、直接測定を行うことが困難なものについては、空中線から輻射される電波を測定する。
5　［同左］	［ア～サ　同左］ シ　アからサまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル５Ｇの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局にあっては、次のとおりとする。 (ｱ)　基地局にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である基地局の指定周波数から任意の１周波数を選定して中継利得を測定して換算し、地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の１周波数を選定して中継利得を測定して換算する。 ［(ｲ)・(ｳ)　同左］
［６～21　同左］	

［注１～注３　同左］

注４　携帯無線通信（設備規則第３条第４号の５及び第４号の７に規定するものに限る。）を行う基地局、広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の２に規定するものに限る。）の基地局及びローカル５Ｇの基地局の送信装置のうち、設備規則第１章第６節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けた適合表示無線設備であって、施行規則第43条の６第３項（同条第８項において準用する場合を含む。）の規定に基づき総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長から確認書の交付を受けた免許人に属する基地局の無線設備（現に設備規則第９条の５に規定する外部参照信号に同期しているものに限る。）については、周波数及び空中線電力の測定を省略することができる。

［注５　略］ ［三　略］	［注５　同左］ ［三　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第百八十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和六年総務省告示第四百二号）の一部を次のように変更する。

令和八年四月三日

総務大臣　林　芳正

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、変更後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

変　更　後

第２　周波数割当表

［１～７　略］

周波数割当表

［第１表・第２表　略］

第３表　10GHz - 3000GHz

［略］	国内分配（GHz）（４）		無線局の目的（５）	周波数の使用に関する条件（６）
［略］	［略］			
	38-39.5 J298	固定　J305	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
		［略］		
	［略］			

［国内周波数分配の脚注　略］

［別表１－１～別表10－１　略］

別表10－２　携帯無線通信（二周波方式のものに限る。）用の周波数表

陸上移動局用周波数帯	基地局及び高高度基地局用周波数帯
715MHz を超え 748MHz 以下	770MHz を超え 803MHz 以下*
815MHz を超え 845MHz 以下	860MHz を超え 890MHz 以下*
900MHz を超え 915MHz 以下	945MHz を超え 960MHz 以下*
1427.9MHz を超え 1462.9MHz 以下	1475.9MHz を超え 1510.9MHz 以下*
1710MHz を超え 1785MHz 以下	1805MHz を超え 1880MHz 以下*
［略］	

* この周波数の使用は、基地局用に限る。

［別表10－３～別表11－３　略］

［国際周波数分配の脚注　略］

変　更　前

第２　周波数割当表

［１～７　同左］

周波数割当表

［第１表・第２表　同左］

第３表　［同左］

［同左］	国内分配（GHz）（４）		無線局の目的（５）	周波数の使用に関する条件（６）
［同左］	［同左］			
	［同左］	［同左］	公共業務用 一般業務用	
		［同左］		
	［同左］			

［国内周波数分配の脚注　同左］

［別表１－１～別表10－１　同左］

別表10－２　［同左］

［同左］	基地局用周波数帯
［同左］	770MHz を超え 803MHz 以下
［同左］	860MHz を超え 890MHz 以下
［同左］	945MHz を超え 960MHz 以下
［同左］	1475.9MHz を超え 1510.9MHz 以下
［同左］	1805MHz を超え 1880MHz 以下
［同左］	

［新設］

［別表10－３～別表11－３　同左］

［国際周波数分配の脚注　同左］

備考　表中［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

○総務省訓令第十九号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年四月三日

総務大臣　林　　芳正

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（監視制御機能及び保守運用体制に係る対策に関する確認等） 第39条の７　施行規則第43条の６第２項に規定する確認の申請書を受理したときは、運用規則第137条の２第１項の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、確認を行う。 ⑴　対象の無線局が、運用規則第137条の２第１項に規定する基地局又は高高度基地局に含まれること。 ［⑵・⑶　略］ ［２　略］ 別紙１（第４条関係）無線局の局種別審査基準 ［第１・第２　略］ 第３　陸上移動業務の局 １　無線設備の設置場所は、次に掲げる条件に適合するものであること。 ［⑴～⑶　略］ ⑷　無線設備の設置場所の変更については、⑴から⑶までの基準に適合すること。この場合において、変更の範囲（高高度基地局の無線設備に係るものを除く。）は同一地方局管内に限られるものであること。 ［⑸～⑬　略］ ［削る］ ２　統制機能を有した基地局、高高度基地局又は陸上移動中継局を通信の相手方とする移動可能な無線設備を用いた無線局であって、次に掲げるものについては陸上移動局とすることができる。 ［⑴・⑵　略］ ［３・４　略］ ５　送信空中線系の審査は、次の基準により行う。 ⑴　基地局又は高高度基地局（以下この第３において「基地局等」という。）の空中線は、必要と認められるサービスエリアに適した特性を有するものであること。特に60MHz帯以上の周波数を使用する基地局等の位置がサービスエリアに対して一方に偏っている場合は、可能な限り２素子以上の八木空中線又はこれと同等以上の指向性を有するものである	（監視制御機能及び保守運用体制に係る対策に関する確認等） 第39条の７　［同左］ ⑴　対象の基地局が、運用規則第137条の２第１項に規定する基地局に含まれること。 ［⑵・⑶　同左］ ［２　同左］ 別紙１［同左］ ［第１・第２　同左］ 第３　［同左］ １　［同左］ ［⑴～⑶　同左］ ⑷　無線設備の設置場所の変更については、⑴から⑶までの基準に適合するほか、その範囲は同一地方局管内に限られるものであること。 ［⑸～⑬　同左］ ⑭　携帯無線通信を行う陸上移動局（中継を行うものを除く。以下この⑭において同じ。）、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局及びローカル５Ｇの陸上移動局であって、航空法第２条第１項に規定する航空機（以下「航空機」という。）、無人航空機等に搭載して使用するものにおいては、「その他これらに準ずる区域」として、上空を含むものとする。 ２　統制機能を有した基地局又は陸上移動中継局を通信の相手方とする移動可能な無線設備を用いた無線局であって、次に掲げるものについては陸上移動局とすることができる。 ［⑴・⑵　同左］ ［３・４　同左］ ５　［同左］ ⑴　基地局の空中線は、必要と認められるサービスエリアに適した特性を有するものであること。特に60MHz帯以上の周波数を使用する基地局の位置がサービスエリアに対して一方に偏っている場合は、可能な限り２素子以上の八木空中線又はこれと同等以上の指向性を有するものであること。

こと。	
［⑵～⑭　略］	［⑵～⑭　同左］
［６～８　略］	［６～８　同左］
９　連絡線の審査は、次の基準により行う。	９　［同左］
［⑴・⑵　略］	［⑴・⑵　同左］
⑶　接続の基本的要件	⑶　［同左］
ア　公衆網との接続 基地局等の無線設備を介して電気通信事業者の電気通信回線設備に接続を行う場合は、電気通信事業法第70条第１項の規定に基づき、電気通信事業者が当該接続の請求を拒否しているものでないこと。	ア　［同左］ 基地局の無線設備を介して電気通信事業者の電気通信回線設備に接続を行う場合は、電気通信事業法第70条第１項の規定に基づき、電気通信事業者が当該接続の請求を拒否しているものでないこと。
［イ　略］	［イ　同左］
［10～12　略］	［10～12　同左］
13　電波の型式、周波数及び占有周波数帯幅の許容値の選定は、次の基準により行う。	13　［同左］
［⑴　略］	［⑴　同左］
⑵　周波数の選定は、別表１に定める範囲内において次の基準並びに１から５まで及び13から14までにより行うこと。	⑵　［同左］
ア　必要と認められるサービスエリアの90％以上の地域において２の基地局等の電波の電界強度比が6dB以上確保できるときは、できる限り同一周波数とする。	ア　必要と認められるサービスエリアの90％以上の地域において両基地局の電波の電界強度比が6dB以上確保できるときは、できる限り同一周波数とする。
［イ・ウ　略］	［イ・ウ　同左］
［⑶　略］	［⑶　同左］
14　空中線電力の選定は、次の基準により行う。	14　［同左］
⑴　空中線電力の選定は、別表１に定める範囲内において次の基準並びに１から５まで、７、14及び15により行うこと。この場合において、同一通信系に属する基地局等と陸上移動局との空中線電力の比は、基地局等の立地条件（特に雑音レベル）及び陸上移動局の必要な通信区域における雑音レベルの相対関係並びにそれぞれの受信機の特性の差等との関連において、妥当なものであること。	⑴　空中線電力の選定は、別表１に定める範囲内において次の基準並びに１から５まで、７、14及び15により行うこと。この場合において、同一通信系に属する基地局と陸上移動局との空中線電力の比は、基地局の立地条件（特に雑音レベル）及び陸上移動局の必要な通信区域における雑音レベルの相対関係並びにそれぞれの受信機の特性の差等との関連において、妥当なものであること。
［⑵～⑸　略］	［⑵～⑸　同左］
［15　略］	［15　同左］
16　混信妨害の審査は、次の基準により行う。	16　［同左］
［⑴～⑺　略］	［⑴～⑺　同左］
⑻　⑺の審査に当たって、基地局等において希望波強度は、特別な理由がない限り混信妨害のない場合に、外来雑音を考慮して、信号対雑音比20dB（狭帯域デジタル通信方式等にあっては、21dB）を得るに必要な値を用いること。	⑻　⑺の審査に当たって、基地局において希望波強度は、特別な理由がない限り混信妨害のない場合に、外来雑音を考慮して、信号対雑音比20dB（狭帯域デジタル通信方式等にあっては、21dB）を得るに必要な値を用いること。

［第４～第26　略］
別紙２（第５条関係）無線局の目的別審査基準
［第１　略］
第２　陸上関係
１　電気通信業務用
［⑴～⑮　略］
⑯　携帯無線通信を行う無線局等
ア　用語の意義
本項⑯において使用する用語の意義は次のとおりとする。
（ア）「業務用無線局」
電気通信役務を提供するために開設する基地局、高高度基地局、陸上移動局又は陸上移動中継局をいう。
（イ）「基地局」
携帯無線通信を行う電気通信業務用の陸上局をいう。ただし、高高度基地局を除く。
（ウ）「高高度基地局」
携帯無線通信を行う電気通信業務用の陸上局であって、高度18㎞から25㎞までに開設するもの（設置場所を中心とした一定の範囲に留まるものを含む。）をいう。
（エ）「陸上移動中継局」
基地局又は高高度基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信を中継するために開設する次の陸上局をいう。
［Ａ・Ｂ　略］
（オ）「機能試験用無線局」
携帯無線通信を行う基地局、高高度基地局又は陸上移動中継局の無線設備の機能試験又は調整を行うために開設する陸上移動局、基地局、高高度基地局及び固定局をいう。
（カ）「無線回線制御局」
基地局又は高高度基地局と陸上移動局との間（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）における無線回線の設定、切替制御等の機能を有する制御局をいう。
（キ）［略］
（ク）［略］
（ケ）「無線ゾーン」
一の基地局、高高度基地局又は陸上移動中継局のサービス提供区域であって、当該サービスを行うために必要な電界強度が得られる区域をいう。

［第４～第26　同左］
別紙２［同左］
［第１　同左］
第２　［同左］
１　電気通信業務用
［⑴～⑮　同左］
⑯　［同左］
ア　［同左］
［同左］
（ア）［同左］
電気通信役務を提供するために開設する基地局、陸上移動局又は陸上移動中継局をいう。
（イ）［同左］
携帯無線通信を行う電気通信業務用の陸上局をいう。

［新設］

（ウ）［同左］
基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信を中継するために開設する次の陸上局をいう。
［Ａ・Ｂ　同左］
（エ）［同左］
携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動中継局の無線設備の機能試験又は調整を行うために開設する陸上移動局、基地局及び固定局をいう。
（オ）［同左］
基地局と陸上移動局との間（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）における無線回線の設定、切替制御等の機能を有する制御局をいう。
（カ）［同左］
（キ）［同左］
（ク）［同左］
一の基地局又は陸上移動中継局のサービス提供区域であって、当該サービスを行うために必要な電界強度が得られる区域をいう。

(コ)　「制御ゾーン」 　一の無線回線制御局に対応し、基地局又は高高度基地局と陸上移動局との間（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）の無線回線の制御を行うことができる区域であって、当該制御局に接続される各基地局の無線ゾーンを集めた全体の区域をいう。	(ケ)　［同左］ 　一の無線回線制御局に対応し、基地局と陸上移動局との間（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）の無線回線の制御を行うことができる区域であって、当該制御局に接続される各基地局の無線ゾーンを集めた全体の区域をいう。
(サ)～(ネ)　［略］	(コ)～(ヌ)　［同左］
［イ・ウ　略］	［イ・ウ　同左］
エ　通信の相手方 　通信の相手方は、次のとおりとする。	エ［同左］ 　［同左］
［(ア)　略］	［(ア)　同左］
(イ)　高高度基地局 　次に掲げる無線局又はこれらの組合せによるものであること。ただし、Cに掲げる無線局のみを通信の相手方としてはならない。 A　免許人所属の陸上移動中継局 B　免許人所属の陸上移動局 C　免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動局	［新設］
(ウ)　陸上移動中継局 　次に掲げる無線局の組合せによるものであること。なお、周波数変換型陸上移動中継局については、免許番号等により通信の相手方の基地局、高高度基地局及び陸上移動中継局が特定されていること。	(イ)　［同左］ 　次に掲げる無線局の組合せによるものであること。なお、周波数変換型陸上移動中継局については、免許番号等により通信の相手方の基地局及び陸上移動中継局が特定されていること。
［A　略］ B　免許人所属の高高度基地局 C　［略］ D　［略］ E　［略］	［A　同左］ ［新設］ B　［同左］ C　［同左］ D　［同左］
(エ)　陸上移動局 　次に掲げる無線局又はこれらの組合せによるものであること。ただし、E、F、G若しくはHに掲げる無線局又はこれらの組合せによるもののみを通信の相手方としてはならない。 ［A　略］ B　免許人所属の高高度基地局 C　［略］ D　［略］ E　［略］ F　免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の高高度基地局	(ウ)　［同左］ 　次に掲げる無線局又はこれらの組合せによるものであること。ただし、D、E若しくはFに掲げる無線局又はこれらの組合せによるもののみを通信の相手方としてはならない。 ［A　同左］ ［新設］ B　［同左］ C　［同左］ D　［同左］ ［新設］

G　［略］	E　［同左］
H　［略］	F　［同左］
［オ　略］	［オ　同左］
カ　無線設備の設置場所等	カ　［同左］
［(ア)　略］	［(ア)　同左］
(イ)　高高度基地局	［新設］
A　主たる無線回線制御局を高高度基地局の制御所として捉え、当該高高度基地局の無線局事項書の「無線設備の設置場所又は移動範囲」の欄に局名及び設置場所が記載されていること。	
B　設置場所を中心とした一定の範囲に留まる場合にあっては、当該高高度基地局の工事設計書の備考欄に干渉調整範囲（免許規則別表第二号の二第２注16（6）に規定する干渉調整範囲をいう。以下同じ。）が記載されていること。	
(ウ)　［略］	(イ)　［同左］
(エ)　陸上移動局の移動範囲	(ウ)　［同左］
A　業務用無線局のもの	A　［同左］
（A）　LTE方式、5GNR―TDD方式又は5GNR―FDD方式のものであって、航空機、無人航空機等に搭載して使用するもの（中継を行うものを除く。）	（A）　［同左］
陸上（河川、湖沼、領海その他これらに準ずる水域を含む。）及びその上空の範囲内であって、当該事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内のものであること。	陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる区域を含む。）の範囲内であって、当該事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内のものであること。
（B）　(A)以外のもの	（B）　［同左］
陸上（河川、湖沼、領海その他これらに準ずる水域を含む。）の範囲内であって、当該事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内のものであること。	陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。）の範囲内であって、当該事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内のものであること。
［B　略］	［B　同左］
C　実用化試験局のもの	C　［同左］
陸上（河川、湖沼、領海その他これらに準ずる水域を含む。）及びその上空の範囲内であって、当該実用化試験局の開設の目的を達成するために必要なものであること。	陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる区域を含む。）の範囲内であって、当該実用化試験局の開設の目的を達成するために必要なものであること。
［D　略］	［D　同左］
キ　回路構成	キ　［同左］
携帯無線通信交換局の設備、無線回線制御局の設備、基地局又は高高度基地局の無線設備、陸上移動局の無線設備及び伝送路設備によっ	携帯無線通信交換局の設備、無線回線制御局の設備、基地局の無線設備、陸上移動局の無線設備及び伝送路設備によって構成されるもの

て構成されるものであること。	であること。
ク　工事設計書等	ク　［同左］
（ア）　基地局、高高度基地局及び陸上移動中継局（機能試験用無線局を含む。）の無線設備の工事設計書 実効輻射電力が6,000W以下（LTE方式、LTE―TDD方式、5GNR―TDD方式又は5GNR―FDD方式のものにあっては、5MHzの帯域幅当たり6,000W以下）となるものであること。	（ア）　基地局及び陸上移動中継局（機能試験用無線局を含む。）の無線設備の工事設計書 ［同左］
［（イ）　略］	［（イ）　同左］
（ウ）　基地局、高高度基地局及び陸上移動中継局のチャネル数は、おおむね次により求められたものを標準とし、その範囲内であることを確認する。	（ウ）　基地局及び陸上移動中継局のチャネル数は、おおむね次により求められたものを標準とし、その範囲内であることを確認する。
［Ａ・Ｂ　略］	［Ａ・Ｂ　同左］
（エ）　基地局及び高高度基地局の工事設計書の「発射する電波の型式及び周波数」の欄は、当該送信装置が実際に発射する電波の型式及び周波数が記載されていること。	（エ）　基地局の工事設計書の「発射する電波の型式及び周波数」の欄は、当該送信装置が実際に発射する電波の型式及び周波数が記載されていること。
［（オ）～（ク）　略］	［（オ）～（ク）　同左］
（ケ）　航空機、無人航空機等に搭載して使用するLTE方式、5GNR―TDD方式又は5GNR―FDD方式の陸上移動局（中継を行うものを除く。）にあっては、上空で電波を発射した場合に他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないようにするため、基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局及び高高度基地局（高高度基地局にあっては再生中継方式を用いるものに限り、キャリアアグリゲーション技術を用いて設備規則第49条の６の９第１項第１号ヘ(1)、第49条の６の12第１項第１号ヘ(1)又は第49条の６の13第１項第１号ヘ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあっては当該無線局を含む。）からの制御情報に基づき、空中線電力が必要最小限となるよう、上空での運用に最適な送信電力制御を行うことができること。	（ケ）　航空機、無人航空機等に搭載して使用するLTE方式、5GNR―TDD方式又は5GNR―FDD方式の陸上移動局（中継を行うものを除く。）にあっては、上空で電波を発射した場合に他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないようにするため、基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いて設備規則第49条の６の９第１項第１号ヘ(1)、第49条の６の12第１項第１号ヘ(1)又は第49条の６の13第１項第１号ヘ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあっては当該無線局を含む。）からの制御情報に基づき、空中線電力が必要最小限となるよう、上空での運用に最適な送信電力制御を行うことができること。
［（コ）・（サ）　略］	［（コ）・（サ）　同左］
ケ　周波数の指定 周波数の指定については、別表１によるほか、次に従い指定する。なお、干渉等の理由により使用できない周波数帯がある場合は、当該周波数帯を除くこととする。	ケ　［同左］ ［同左］
［（ア）～（シ）　略］	［（ア）～（シ）　同左］
（ス）　LTE方式又は5GNR―FDD方式の高高度基地局にあっては、2,110MHzを超え2,170MHz以下の周波数の電波を使用すること。	［新設］
コ　空中線電力の指定	コ　［同左］

空中線電力の指定については、次のとおりであること。	［同左］
（ア）　基地局及び高高度基地局	（ア）　基地局
［略］	［同左］
（イ）　陸上移動中継局及び陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）	（イ）　［同左］
増幅器の１波当たりの定格出力を指定する。ただし、CDMA高速データ携帯無線通信方式のものであって、隣接する２又は３の搬送波を送信するもののうち、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）から基地局又は高高度基地局への送信を中継する場合において、隣接する２の搬送波を送信するものにあっては２波当たりの定格出力を、隣接する３の搬送波を送信するものにあっては３波当たりの定格出力を併せて指定する。	増幅器の１波当たりの定格出力を指定する。ただし、CDMA高速データ携帯無線通信方式のものであって、隣接する２又は３の搬送波を送信するもののうち、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）から基地局への送信を中継する場合において、隣接する２の搬送波を送信するものにあっては２波当たりの定格出力を、隣接する３の搬送波を送信するものにあっては３波当たりの定格出力を併せて指定する。
［(ウ)　略］	［(ウ)　同左］
サ　回線品質	サ　［同左］
［(ア)・(イ)　略］	［(ア)・(イ)　同左］
(ウ)　(ア)及び(イ)以外のもの	(ウ)　(ア)及び(イ)以外のもの
基地局、高高度基地局及び陸上移動中継局からのパケット誤り率は、当該無線ゾーン内の90％以上において３％以下であること。	基地局及び陸上移動中継局からのパケット誤り率は、当該無線ゾーン内の90％以上において３％以下であること。
シ　他の無線局との干渉調整等	シ　［同左］
［(ア)～(ス)　略］	［(ア)～(ス)　同左］
(セ)　2,110MHzを超え2,170MHz以下の周波数の電波を使用する高高度基地局にあっては、2,025MHzを超え2,110MHz以下及び2,200MHzを超え2,290MHz以下の周波数の電波を使用する宇宙運用業務を行う無線局（ロケット運用を行うものに限る。）に関し、当該無線局の運用機関における必要な離隔距離の確保その他の有害な混信を生じさせないための措置を講じるとともに、当該高高度基地局の設置場所及び干渉調整範囲において干渉調整が実施されている旨が確認できること。	［新設］
(ソ)　2,110MHzを超え2,170MHz以下の周波数の電波を使用する高高度基地局にあっては、2,025MHzを超え2,110MHz以下及び2,200MHzを超え2,290MHz以下の周波数の電波を使用する宇宙研究業務を行う地上局に関し、必要な離隔距離の確保、高高度基地局のビーム照射方向を当該地上局に向けないこと、被干渉局に干渉を与えないことについての当該地上局の免許人との合意その他の有害な混信を生じさせないための措置を講ずるものであること。	［新設］
(タ)　2,110MHzを超え2,170MHz以下の周波数の電波を使用する高高度基地局にあっては、2,200MHz以上の帯域における地表面到達電力（	［新設］

等価等方輻射電力から、空中線から地表面までの自由空間伝搬損失を減じたものとする。以下この（タ）において同じ。）が-117.41dBm/MHz以下となる場合にはその旨が確認できること。-117.41dBm/MHzを超える場合には、当該基準値を超える範囲を地図上で確認できる書面を提出させること。なお、地表面到達電力は、免許人に所属する一又は複数の高高度基地局によりある地点に照射される電力の合計値であること。	
（チ） 2,110MHzを超え2,170MHz以下の周波数の電波を使用する高高度基地局にあっては、運用規則第137条の３第２項から第６項までに規定する運用条件を遵守する旨が確認できること。	［新設］
ス　将来の業務計画 免許の申請に当たっては、次の計画等が明らかであること。	ス　［同左］
（ア） 設置しようとする基地局、高高度基地局及び陸上移動中継局（以下このスにおいて「基地局等」という。）について、その円滑な整備のため、設置場所の確保（開設に対する地域住民の合意形成に向けた取組を含む。）、無線設備の調達及び基地局等の整備に係る工事業者その他の業者との協力体制の確保に関する計画並びにその根拠	［同左］ （ア） 設置しようとする基地局及び陸上移動中継局（以下このスにおいて「基地局等」という。）について、その円滑な整備のため、設置場所の確保（開設に対する地域住民の合意形成に向けた取組を含む。）、無線設備の調達及び基地局等の整備に係る工事業者その他の業者との協力体制の確保に関する計画並びにその根拠
［(イ)～(サ)　略］	［(イ)～(サ)　同左］
［セ・ソ　略］	［セ・ソ　同左］
タ　その他	タ　［同左］
（ア） 基地局、高高度基地局及び陸上移動中継局の無線ゾーンを管轄する携帯無線通信交換局の局名及び設置場所が適宜の様式により、明らかにされていること。	（ア） 基地局及び陸上移動中継局の無線ゾーンを管轄する携帯無線通信交換局の局名及び設置場所が適宜の様式により、明らかにされていること。
［(イ)～(オ)　略］	［(イ)～(オ)　同左］
（カ） 設備規則第49条の６の12及び第49条の６の13に規定する無線設備を使用する基地局及び高高度基地局（以下このタにおいて「５Ｇ基地局等」という。）の開設（既に開設している基地局及び高高度基地局について当該無線設備を使用するための変更を含む。）に係る申請に当たっては、次の計画等が明らかであること。ただし、５Ｇ基地局等が特定基地局である場合には、当該計画等の内容の記載を省略することができるほか、他の周波数帯に係る既に認定を受けた特定基地局の開設計画の内容又は既に免許を受けた無線局に係る計画等（当該既に免許を受けた無線局の免許人が申請しようとする場合に限り、再免許の申請の際に提出した将来の業務計画等における電気通信設備の調達に関する計画等を含む。）の内容とその内容が同一である計画等に係る無線局の免許を申請しようとする場合に	（カ） 設備規則第49条の６の12及び第49条の６の13に規定する無線設備を使用する基地局（以下このタにおいて「５Ｇ基地局」という。）の開設（既に開設している基地局について当該無線設備を使用するための変更を含む。）に係る申請に当たっては、次の計画等が明らかであること。ただし、５Ｇ基地局が特定基地局である場合には、当該計画等の内容の記載を省略することができるほか、他の周波数帯に係る既に認定を受けた特定基地局の開設計画の内容又は既に免許を受けた無線局に係る計画等（当該既に免許を受けた無線局の免許人が申請しようとする場合に限り、再免許の申請の際に提出した将来の業務計画等における電気通信設備の調達に関する計画等を含む。）の内容とその内容が同一である計画等に係る無線局の免許を申請しようとする場合には、その旨及び当該既に認定を受けた特

は、その旨及び当該既に認定を受けた特定基地局の開設計画の認定の番号又は当該既に免許を受けた無線局の免許の番号を記載して、当該計画等の内容の記載を省略することができる。

A　設置しようとする５Ｇ基地局等の無線設備及び当該５Ｇ基地局等の運用に必要な電気通信設備の調達に関する計画（「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（昭和62年郵政省告示第73号）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（令和５年度版）」及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成30年12月10日関係省庁申合せ）に留意すること。）並びにその根拠

［B　略］

（キ）　５Ｇ基地局等の免許に際しては、法第104条の２の規定により、次の条件を付すものとする。

「この無線局の運用に当たっては、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（昭和62年郵政省告示第73号）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（令和５年度版）」及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成30年12月10日関係省庁申合せ）に留意し、サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策を講ずること。」

［⑰・⑱　略］

⑲　地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線局

［ア～オ　略］

カ　無線設備の設置場所等

無線設備の設置場所等は、次の条件に適合すること。

［(ア)・(イ)　略］

（ウ）　陸上移動局の移動範囲

A　業務用無線局のもの

a　航空機、無人航空機等に搭載して使用するもの（中継を行うものを除く。）

陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。）及びその上空の範囲内であって、当該電気通信事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内のものであること。

［b　略］

［B　略］

C　実用化試験局のもの

定基地局の開設計画の認定の番号又は当該既に免許を受けた無線局の免許の番号を記載して、当該計画等の内容の記載を省略することができる。

A　設置しようとする５Ｇ基地局の無線設備及び当該５Ｇ基地局の運用に必要な電気通信設備の調達に関する計画（「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（昭和62年郵政省告示第73号）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（令和５年度版）」及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成30年12月10日関係省庁申合せ）に留意すること。）並びにその根拠

［B　同左］

（キ）　５Ｇ基地局の免許に際しては、法第104条の２の規定により、次の条件を付すものとする。

「この無線局の運用に当たっては、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（昭和62年郵政省告示第73号）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（令和５年度版）」及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成30年12月10日関係省庁申合せ）に留意し、サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策を講ずること。」

［⑰・⑱　同左］

⑲　［同左］

［ア～オ　同左］

カ　［同左］

［同左］

［(ア)・(イ)　同左］

（ウ）　［同左］

A　［同左］

a　［同左］

陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる区域を含む。）の範囲内であって、当該電気通信事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内のものであること。

［b　同左］

［B　同左］

C　［同左］

陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。）及びその上空の範囲内であって、当該実用化試験局の開設の目的を達成するために必要なものであること。

［(カ)～(ス)　略］

［キ～セ　略］

［別紙⑲－1・別紙⑲－2　略］

⑳　広帯域移動無線アクセスシステム（2575MHzから2595MHzまでの周波数の電波を使用するものを除く。以下この(20)及び第３の１(3)カにおいて同じ。）の無線局

［ア～エ　略］

オ　無線設備の設置場所等

［(ア)・(イ)　略］

（ウ）　陸上移動局の移動範囲

Ａ　業務用無線局のもの

（A）　航空機、無人航空機等に搭載して使用するもの（中継を行うものを除く。）

陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。）及びその上空の範囲内であって、当該事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内のものであること。

［（B）　略］

［B　略］

Ｃ　実用化試験局のもの

陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。）及びその上空の範囲内であって、当該実用化試験局の開設の目的を達成するために必要なものであること。

［(カ)～(ス)　略］

［㉑　略］

㉒　39GHz帯の周波数の電波を使用する高度18kmから50kmまでに開設される固定局

設備規則第58条の２の13に規定する38GHzを超え39.5GHz以下の周波数の電波を使用する高度18kmから50kmまでに開設される固定局の審査は、次の要領により行う。

ア　免許主体

電気通信事業者であること。

イ　通信の相手方

免許人所属の固定局であること。

陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる区域を含む。）の範囲内であって、当該実用化試験局の開設の目的を達成するために必要なものであること。

［(カ)～(ス)　同左］

［キ～セ　同左］

［別紙⑲－1・別紙⑲－2　同左］

⑳　［同左］

［ア～エ　同左］

オ　［同左］

［(ア)・(イ)　同左］

（ウ）　［同左］

Ａ　［同左］

（A）　［同左］

陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる区域を含む。）の範囲内であって、当該事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内のものであること。

［（B）　同左］

［B　同左］

Ｃ　［同左］

陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる区域を含む。）の範囲内であって、当該実用化試験局の開設の目的を達成するために必要なものであること。

［(カ)～(ス)　同左］

［㉑　同左］

［新設］

ウ　通信事項 電気通信業務に関する事項であること。 エ　工事設計等 （ア）　空中線高 空中線高は海抜18kmから50kmの範囲内であること。 （イ）　無線設備の設置場所 設置場所は高度18kmから50kmの範囲内であること（設置場所を中心とした一定の範囲に留まるものを含む。）。なお、設置場所を中心とした一定の範囲に留まる場合にあっては、当該固定局の無線局事項書の備考欄に干渉調整範囲が記載されていること。 オ　他の無線局との共存条件 （ア）　運用規則第137条の３に定める許容値を満たしていることを書面等により確認できること。 （イ）　38GHzを超え39.5GHz以下の周波数の電波を使用する高度18kmから50kmまでに開設される固定局の設置場所については、法第56条の規定により指定を受けた電波天文業務用の受信設備の保護に留意するものとする。 カ　その他 決議第168（Rev.WRC-23）resolves１，３，５で示されるPFD制限値を遵守することを書面等により確認できること。	
㉓　㉒に定める固定局と通信を行う固定局 設備規則第58条の２の13に規定する38GHzを超え39.5GHz以下の周波数の電波を使用する高度18kmから50kmまでに開設される固定局と通信を行う固定地点で運用される固定局の審査は、次の要領により行う。 ア　㉓において使用する用語の意義は、次のとおりとする。 （ア）　「GW局」とは、設備規則第58条の２の13に規定する38GHz帯を超え39.5GHz以下の周波数の電波を使用する高度18kmから50kmまでに開設される固定局と通信を行う固定地点で運用される固定局をいう。 （イ）　「38GHz帯FWA」とは、設備規則第49条の19に規定する38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局をいう。 イ　免許主体 電気通信事業者であること。 ウ　通信の相手方 免許人所属の固定局であること。 エ　通信事項 電気通信業務に関する事項であること。 オ　工事設計等	［新設］

送信空中線の最大輻射の方向の最小仰角の値は、10度以上とすること。

カ　他の無線局との共存条件

（ア）　38GHz帯FWAへの干渉については、次式を満足すること。

$P_T+G_T(\theta 1)+G_R(\theta 2)-L_S-L_T-L_R-L_P \leqq P_{lim}$

P_T：GW局の出力（dBm/MHz）

$G_T(\theta 1)$：GW局の角度$\theta 1$方向の送信空中線利得（dBi）

$G_R(\theta 2)$：38GHz帯FWAの角度$\theta 2$方向の空中線利得（dBi）

L_S：GW局周囲の電波防護シールドによる減衰（dB）

L_T：GW局の系統損失（dB）

L_R：38GHz帯FWAの系統損失（dB）

L_P：ITU-R勧告P.452で計算される電波伝搬損失（dB）

P_{lim}：38GHz帯FWAの許容干渉量　－109（dBm/MHz）

（イ）　38GHz帯FWAからの干渉については、次式を満足すること。

$P_T+G_T(\theta 1)+G_R(\theta 2)-L_S-L_T-L_R-L_P \leqq P_{lim}$

P_T：38GHz帯FWAの出力（dBm/MHz）

$G_T(\theta 1)$：38GHz帯FWAの角度$\theta 1$方向の送信空中線利得（dBi）

$G_R(\theta 2)$：GW局の角度$\theta 2$方向の空中線利得（dBi）

L_S：GW局周囲の電波防護シールドによる減衰（dB）

L_T：38GHz帯FWAの系統損失（dB）

L_R：GW局の系統損失（dB）

L_P：ITU-R勧告P.452で計算される電波伝搬損失（dB）

P_{lim}：GW局の許容干渉量　－117.7（dBm/MHz）

（ウ）　GW局（A局）から他免許人所属のGW局（B局）への干渉については、次式を満足すること。

$P_T+G_T(\theta 1)+G_R(\theta 2)-L_S-L_T-L_R-L_P \leqq P_{lim}$

P_T：GW局（A局）の出力（dBm/MHz）

$G_T(\theta 1)$：GW局（A局）の角度$\theta 1$方向の送信空中線利得（dBi）

$G_R(\theta 2)$：GW局（B局）の角度$\theta 2$方向の空中線利得（dBi）

L_S：GW局（A局及びB局）周囲の電波防護シールドによる減衰（dB）

L_T：GW局（A局）の系統損失（dB）

L_R：GW局（B局）の系統損失（dB）

L_P：ITU-R勧告P.452で計算される電波伝搬損失（dB）

P_{lim}：GW局（B局）の許容干渉量　－117.7（dBm/MHz）

キ　その他

決議第168（Rev.WRC-23）resolves４，８で示されるPFD制限値を遵守することを書面等により確認すること。	
［２・３　略］	［２・３　同左］
４　その他	４　その他
［⑴～⑮　略］	［⑴～⑮　同左］
⑯　ローカル５Ｇの無線局	⑯　［同左］
［ア　略］	［ア　同左］
イ　電気通信業務用	イ　［同左］
［(ア)～(ウ)　略］	［(ア)～(ウ)　同左］
(エ)　無線設備の設置場所等	(エ)　［同左］
無線設備の設置場所等は、次の条件に適合すること。	［同左］
［Ａ・Ｂ　略］	［Ａ・Ｂ　同左］
Ｃ　陸上移動局（中継を行うものを除く。）の移動範囲	Ｃ　［同左］
(A)　業務用無線局のもの	(A)　［同左］
ａ　航空機、無人航空機等に搭載して使用するもの（中継を行うものを除く。）	ａ　［同左］
陸上（河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる水域を含む。）及びその上空の範囲内であって、当該電気通信事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者がサービスの提供を行う区域内のものであること。ただし、免許規則第２条の２第２項に基づき総務大臣が告示する地域を含まないこと。	陸上（河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域を含む。）の範囲内であって、当該電気通信事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者がサービスの提供を行う区域内のものであること。ただし、免許規則第２条の２第２項に基づき総務大臣が告示する地域を含まないこと。
［ｂ　略］	［ｂ　同左］
(B)　機能試験用無線局のもの	(B)　［同左］
ａ　航空機、無人航空機等に搭載して使用するもの（中継を行うものを除く。）	ａ　［同左］
陸上（河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる水域を含む。）及びその上空の範囲内であって、当該電気通信事業者の業務区域内であること。ただし、免許規則第２条の２第２項に基づき総務大臣が告示する地域を含まないこと。	陸上（河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域を含む。）の範囲内であって、当該電気通信事業者の業務区域内であること。ただし、免許規則第２条の２第２項に基づき総務大臣が告示する地域を含まないこと。
［ｂ　略］	［ｂ　同左］
［Ｄ　略］	［Ｄ　同左］
［(オ)～(サ)　略］	［(オ)～(サ)　同左］
ウ　公共業務用及び一般業務用	ウ　［同左］
公共業務用及び一般業務用の審査は、イの電気通信業務用（(イ)通信の相手方、(オ)周波数の指定、(カ)空中線電力の指定、(キ)無線設備の工事設計、(ク)他の無線局との干渉調整等、(ケ)無線設備のサイ	［同左］

バーセキュリティ対策の実施、(コ)地域社会の諸課題解決に寄与する計画等、(サ)その他）の基準を準用するほか、次の基準により行う。

［(ア)・(イ)　略］

（ウ）　無線設備の設置場所等

無線設備の設置場所等は、次の条件に適合すること。

［A・B　略］

C　陸上移動局（中継を行うものを除く。）の移動範囲

(A)　機能試験用無線局のもの

a　航空機、無人航空機等に搭載して使用するもの（中継を行うものを除く。）

陸上（河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる水域を含む。）及びその上空の範囲内であって、当該免許人の業務区域内であること。ただし、免許規則第２条の２第２項に基づき総務大臣が告示する地域を含まないこと。

［b　略］

(B)　その他のもの

a　航空機、無人航空機等に搭載して使用するもの（中継を行うものを除く。）

陸上（河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる水域を含む。）及びその上空の範囲内であって、当該免許人の業務区域内又は当該免許人と業務委託契約を締結した他の事業者がサービスの提供を行う区域内であること。ただし、免許規則第２条の２第２項に基づき総務大臣が告示する地域を含まないこと。

［b　略］

［D　略］

［別紙⑯－1～別紙⑯－5　略］

⑰　自営等広帯域移動無線アクセスシステムの無線局

［ア　略］

イ　電気通信業務用

［(ア)～(ウ)　略］

(エ)　無線設備の設置場所等

無線設備の設置場所等は、次の条件に適合すること。

［A・B　略］

C　陸上移動局（中継を行うものを除く。）の移動範囲

a　航空機、無人航空機等に搭載して使用するもの（中継を行うものを除く。）

［(ア)・(イ)　同左］

(ウ)　［同左］

［同左］

［A・B　同左］

C　［同左］

(A)　［同左］

a　［同左］

陸上（河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域を含む。）の範囲内であって、当該免許人の業務区域内であること。ただし、免許規則第２条の２第２項に基づき総務大臣が告示する地域を含まないこと。

［b　同左］

(B)　［同左］

a　［同左］

陸上（河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域を含む。）の範囲内であって、当該免許人の業務区域内又は当該免許人と業務委託契約を締結した他の事業者がサービスの提供を行う区域内であること。ただし、免許規則第２条の２第２項に基づき総務大臣が告示する地域を含まないこと。

［b　同左］

［D　同左］

［別紙⑯－1～別紙⑯－5　同左］

⑰　［同左］

［ア　同左］

イ　［同左］

［(ア)～(ウ)　同左］

(エ)　［同左］

［同左］

［A・B　同左］

C　［同左］

a　［同左］

陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。）及びその上空の範囲内であって、当該電気通信事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内のものであること。なお、機能試験用無線局のものは、当該電気通信事業者の業務区域内であること。	陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる区域を含む。）の範囲内であって、当該電気通信事業者の業務区域内又は当該事業者と業　務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内のものであること。なお、機能試験用無線局のものは、当該電気通信事業者の業務区域内であること。
［ｂ　略］	［ｂ　同左］
［(オ)～(コ)　略］	［(オ)～(コ)　同左］
［ウ　略］	［ウ　同左］
［別紙⑰－1～別紙⑰－3　略］	［別紙⑰－1～別紙⑰－3　同左］
［⑱～⑳　略］	［⑱～⑳　同左］
［第３　略］	［第３　同左］
第４　包括免許関係	第４　［同左］
１　電気通信業務用	１　［同左］
⑴　携帯無線通信を行う特定無線局	⑴　［同左］
携帯無線通信を行う特定無線局の審査は、第２の１の⑯に定める基準のほか、次の基準により行う。	［同左］
［ア～オ　略］	［ア～オ　同左］
カ　通信の相手方	カ　［同左］
通信の相手方は、次のとおりとする。	［同左］
［(ア)・(イ)　略］	［(ア)・(イ)　同左］
(ウ)　陸上移動中継局	(ウ)　［同左］
次に掲げる無線局の組合せによるものであること。	［同左］
［Ａ　略］	［Ａ　同左］
Ｂ　免許人所属の高高度基地局	［新設］
Ｃ　［略］	Ｂ　［同左］
Ｄ　［略］	Ｃ　［同左］
Ｅ　［略］	Ｄ　［同左］
(エ)　陸上移動局	(エ)　［同左］
次に掲げる無線局又はこれらの組合せによるものであること。ただし、Ｅ、Ｆ、Ｇ若しくはＨに掲げる無線局又はこれらの組合せによるもののみを通信の相手方としてはならない。	次に掲げる無線局又はこれらの組合せによるものであること。ただし、Ｄ、Ｅ若しくはＦに掲げる無線局又はこれらの組合せによるもののみを通信の相手方としてはならない。
［Ａ　略］	［Ａ　同左］
Ｂ　免許人所属の高高度基地局	［新設］
Ｃ　［略］	Ｂ　［同左］
Ｄ　［略］	Ｃ　［同左］
Ｅ　［略］	Ｄ　［同左］
Ｆ　免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の高高度基地	［新設］

局 G　［略］ H　［略］ ［キ～ケ　略］ ［⑵～㉒　略］ ［２～４　略］ ［第５　略］	E　［同左］ F　［同左］ ［キ～ケ　同左］ ［⑵～㉒　同左］ ［２～４　同左］ ［第５　同左］

附　則

この訓令は、令和八年四月三日から施行する。